

休眠預金活用事業 事業計画書 【2023年度通常枠】

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報		資金分配団体			
申請団体 資金分配団体	事業名（主）	伝統ものづくり産業、工芸品の市場革新と育成支援事業			
	事業名（副）	伝統工芸の新たな波 匠の技、古の技術、新たな市場へ			
	団体名	一般社団法人福岡デザインアクション	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	伝統産業の担い手の技術、営業、経営スキルアップを育成し、自立するための技能を備えた若者を大幅に育成する。
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	伝統産業の担い手の技術、営業、経営スキルアップを育成し、地域特産品及びサービス開発など自立するための技能を備えた若者を大幅に育成する。新規事業を育むとともに、本事業による雇用を促進するため。
_8.働きがいも経済成長も	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	地域特産品及びサービス開発を通じたビジネス形成支援により、地域の文化振興・産品販売を促進するとともに、出口戦略として当団体の有しているネットワークと関係自治体とともに新規政策へつなげる予定のため
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	伝統産業の担い手づくりを通じ人的・経済的に産業振興をはかるとともに、ブランド化により地域活性化に寄与する。

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題

823/1000字

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

180/200字

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

163/200字

九州ヴォイスという店舗を太宰府天満宮参道店、西鉄ソリアステージ店などで展開しており取扱商品に竹細工、織物、陶磁器、木工製品等の伝統産業商品取扱いおよび五島うどん等の離島の商品取扱いがあり、販売・流通を通じて伝統産業や離島の応援をしている。また仕入れをはじめ、日ごろから職人・業者と接しており業界の課題等をヒアリングしている。

(4) 休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

180/200字

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から5年以内を想定。育成された担い手がブランドを作り自立できた上で、海外へ販路も開拓し、職人や事業者が稼ぐことのできる環境が整っている。そして次の担い手をコーチングしていく体制を築いた上でそれらを伝承していくサイクルを構築する。国からの補助・助成事業、交付金を活用し行政の支援体制の構築サポートをしつつ、新しい地域の名産品の開発支援を行う。新たな地域の名産品の開発によってそれに携わる人が増えることにより地域経済の活性化に繋げ、波及効果の更なる増加を目指す。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
経営力、営業力、商品価値の向上			売上増加率 利益率 顧客満足度		(一例) 現在の売上 1000万円 利益率 5% 顧客満足度スコア 60/100			(一例) 3年後の売上 2500万円 利益率 10% 顧客満足度スコア 80/100
次の担い手をコーチできる体制も含め伝承サイクルの基盤構築			新たに訓練されたコーチの数 伝承サイクルの完成度 コーチングと教育プログラムの質		現在のコーチ数 0人 伝承サイクルの完成度 10%			3年後のコーチ数 9人 伝承サイクルの完成度 50%
新商品の開発			開発中および市場投入された新商品の数		現在の開発中の新商品数 0 市場投入済みの新商品数 0			3年後の開発中の新商品数 9 市場投入済みの新商品数 6
ブランドの立ち上げ			新規ブランドの立ち上げ数		現在の新規ブランド数 0			3年後の新規ブランド数 3
商品流通システムの構築			新しい流通システムの構築完了数		現在の流通システムの構築状況 0			3年後の流通システムの構築完了数 3

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
支援を行う行政や民間の団体、実行団体で情報交換が定期的に行われている			情報交換会の開催回数 参加者数 参加者の関与度・充実感		現在の情報交換会開催回数 0 参加者数 0			3年後の情報交換会開催回数 9 参加者数 30 高い関与度・充実感
支援体制の定着化に向けた取り組みの着手している状態			定着化取り組みの実施回数 関与する団体数 参加者間の協力関係		実施回数 0 関与団体数 0			3年後の実施回数 3 関与団体数 9 強固な協力関係
新商品の開発			開発中および市場投入された新商品の数		現在の開発中の新商品数 0 市場投入済みの新商品数 0			3年後の開発中の新商品数 9 市場投入済みの新商品数 6
ブランドの立ち上げ			新規ブランドの立ち上げ数		現在の新規ブランド数 0			3年後の新規ブランド数 3
商品流通システムの構築			新しい流通システムの構築完了数		現在の流通システムの構築状況 0			3年後の流通システムの構築完了数 3

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期	
「経営力、営業力、商品価値の向上」に関する活動			23/200字
経営と営業の基礎研修、市場調査と商品価値評価		2024年4月 - 2024年9月	22/200字
経営戦略の策定、営業チームの構築、商品開発計画の開始		2024年10月 - 2025年3月	26/200字
経営戦略の実行、営業活動の強化、市場での商品テスト		2025年4月 - 2025年9月	25/200字
営業結果の分析と改善、商品価値の再評価		2025年10月 - 2026年3月	19/200字
「次の担い手をコーチできる体制も含め伝承サイクルの基盤構築」に関する活動			36/200字
コーチングプログラムの設計、担い手候補の選定		2024年4月 - 2024年12月	22/200字
コーチングと実践教育の実施、担い手育成プログラムの評価		2025年1月 - 2025年12月	27/200字
伝承サイクルの確立、新しい担い手の育成開始		2026年1月 - 2027年3月	21/200字
「新商品の開発」に関する活動			14/200字
商品コンセプトの開発、初期のプロトタイプ製作		2024年4月 - 2024年12月	22/200字
プロトタイプの改良、市場テストの実施		2025年1月 - 2025年12月	18/200字
最終製品の開発、市場投入準備		2026年1月 - 2026年12月	14/200字
「ブランドの立ち上げ」に関する活動			17/200字
ブランドアイデンティティの構築、マーケティング戦略の策定		2024年4月 - 2025年3月	28/200字

ブランドローンチ準備、プロモーション活動	2025年4月 - 2026年3月	20/200字
ブランドローンチ、市場でのブランド確立活動	2026年4月 - 2027年3月	21/200字
「商品流通システムの構築」に関する活動		19/200字
流通システムの設計と開発	2024年4月 - 2025年3月	12/200字
システムのテスト運用、改良	2025年4月 - 2026年3月	13/200字
完全稼働、流通システムの最適化	2026年4月 - 2027年3月	15/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
「支援を行う行政や民間の団体、実行団体で情報交換が定期的に行われている」に関する活動			42/200字
情報交換のための初期ミーティングの計画と実施		2024年4月 - 2024年9月	22/200字
定期的なミーティングの開催、参加者の関係強化		2024年10月 - 2025年3月	22/200字
協力関係の構築、共同プロジェクトの議論		2025年4月 - 2025年9月	19/200字
定期的な情報交換の成果の評価、改善案の議論		2025年10月 - 2027年3月	21/200字
「支援体制の定着化に向けた取り組みの着手している状態」に関する活動			33/200字
支援体制に関するニーズの評価、計画の策定		2024年4月 - 2024年12月	20/200字
支援プログラムの実施、関係者のエンゲージメント		2025年1月 - 2025年12月	23/200字
支援体制の定着化、長期的な成果の確認		2026年1月 - 2027年3月	18/200字

（「新商品の開発」、「ブランドの立ち上げ」及び「商品流通システムの構築」に関する活動に関しては、上記「(3)-1 活動：資金支援」欄と重複するため省略。）	77/200字
---	---------

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	実行団体の募集にあたり企業団体当該地域の地方自治体向けに広報活動・告知、採択後事業を開始するにあたり当該地域で関係者を集めて事業説明会等の記者会見を行うことにより関係者へ広く告知する。また実行団体募集時、採択時、事業終了後等に業界紙、地方紙や関係・協力企業団体へプレスリリースを行う。SNS、HP等のオンラインで発信する。	161/200字
連携・対話戦略	広報活動の際に、現地での地場企業、商工会等の団体、行政(市町村、県)、地域住民組織への説明会、意見交換会などを実施。販路開拓支援の際に商談会、展示会の開催などを通じ、事業の説明、これまで、また今後の協力体制構築の為の意見交換等を行う。	117/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体		258/400字
実行団体		201/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	107/800字
・二日市温泉誘客コンテンツの地域プロモーション事業 ・タクシーを活用した地域の域内交通整備事業 ・バスを活用した都市圏と観光地との新規アクセス整備事業 ・宿泊施設の高付加価値化改修事業 4事業分配総額7500万円。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	330/800字
ものづくり補助金の採択実施、観光庁の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業を太宰府市にて採択・実施(太宰府市、九州国立博物館、太宰府市商工会、太宰府天満宮、西日本鉄道株式会社、西日本シティ銀行と連携)。 観光庁「既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業」を筑紫野市にて採択・実施（筑紫野市、筑紫野市商工会、筑紫野市観光協会、JC筑紫、西日本鉄道株式会社、西日本シティ銀行と連携）。 観光庁の事業では、当時の食材を用い万葉弁当の開発等地域の名産品の商品開発を行った。 共同協業販路開拓支援補助金を活用し、九州の伝統工芸品生産者とともに大阪、京都、名古屋での催事、商談会を行い、九州の伝統工芸品の販路開拓支援を行った。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数		
(2)実行団体のイメージ	伝統的工芸品に関わる既存団体（例：織物業界団体、家具業界団体等）や伝統的工芸品産業の活性化に意欲を持つ団体 3団体	59/200字
(3)1実行団体当り助成金額	伝統産業の組合、企業、事業者2団体合計 約5400万円。	29/200字
(4)案件発掘の工夫	伝統産業界、地方自治体へのヒアリング。 JANPIA等専門家からの紹介。 既存取引先からのヒアリングや紹介。 旅行会社、金融機関からのヒアリングや紹介。	76/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	代表理事：統括責任者、事務局長：事務統括（実行団体統括、総務、財務、会計、法務、所事務）。 職員A・休眠預金事業専任：事務（総合(対外的事項含む)）、職員B・休眠預金事業専任：事務経理(内部的事務）。	100/200字
(2)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンプライアンス規定による。コンプライアンス委員会設置。ガバナンスに関し他各規程を設置	43/200字
(3)コンソーシアム利用有無	なし	

資金計画書

バージョン

(契約締結・更新回数)

1

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/03/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	伝統ものづくり産業、工芸品の市場革新と育成支援事業	
	団体名	一般社団法人福岡デザインアクション	

		助成金
事業費		189,396,940
	実行団体への助成	162,000,000
	管理的経費	27,396,940
プログラムオフィサー関連経費		24,269,500
評価関連経費		12,410,000
	資金分配団体用	5,410,000
	実行団体用	7,000,000
合計		226,076,440

1. 事業費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	19,757,420	56,379,840	56,879,840	56,379,840	189,396,940
実行団体への助成	18,000,000	48,000,000	48,000,000	48,000,000	162,000,000
—					
管理的経費	1,757,420	8,379,840	8,879,840	8,379,840	27,396,940

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,493,500	7,592,000	7,592,000	7,592,000	24,269,500
プログラム・オフィサー人件費等	415,000	4,980,000	4,980,000	4,980,000	15,355,000
その他経費	1,078,500	2,612,000	2,612,000	2,612,000	8,914,500

3. 評価関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	1,250,000	3,495,000	3,170,000	4,495,000	12,410,000
資金分配団体用	250,000	1,495,000	1,170,000	2,495,000	5,410,000
実行団体用	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	7,000,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	22,500,920	67,466,840	67,641,840	68,466,840	226,076,440

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	12,000,000	94.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2023年度	1,200,000	内部留保	A:確定済	
2024年度	3,600,000	内部留保	A:確定済	
2025年度	3,600,000	内部留保	A:確定済	
2026年度	3,600,000	内部留保	A:確定済	

助成申請書

申請日 2023年12月11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所

申請団体の名称

代表者の氏名 代表者の氏名 金子眞三

法人番号 法人番号 1290005014024

印

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 申請団体の名称 一般社団法人福岡デザインアクション
2. 申請団体の住所： 申請団体の住所
福岡県福岡市中央区舞鶴3-1-30 祐徳ビル2号館3F
3. 資金分配団体としての 福岡県福岡市中央区舞鶴3-1-30 祐徳ビル2号館3F
業務を行う事務所の所在地：.
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※¹がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	カネ シンゾウ	金子 眞三		般社団法人 福岡デザインアクション	代表理事		
2	OK	アスカ トオル	鮎川 透		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
3	OK	ゴトウ ヒロシ	後藤 宏		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
4	OK	ハシモト アキラ	橋本 明		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
5	OK	シミス カナメ	清水 要		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
6	OK	イワキ コウジ	岩城 孝二		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
7	OK	ホシヤマ トオル	宝珠山 徹		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
8	OK	アリミ コウジ	有富 浩司		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
9	OK	カキタ ケンイチロウ	垣田 健一郎		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
10	OK	カワツ イチロウ	河津 一郎		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
11	OK	タケガキ シンヒサ	武永 茂久		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
12	OK	ワカバ ヤシムネ	若林 宗男		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
13	OK	テルイ ヨシアキ	照井 善明		般社団法人 福岡デザインアクション	理事		
14	OK	サンタニ エイジ	三反 栄治		般社団法人 福岡デザインアクション	監事		
15	check!							
16	check!							
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							

28	<i>check!</i>							
29	<i>check!</i>							
30	<i>check!</i>							
31	<i>check!</i>							
32	<i>check!</i>							

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	伝統ものづくり産業、工芸品の市場革新と育成支援事業
団体名:	一般社団法人福岡デザインアクション
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章 第12条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章 第21条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第23条-4	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	決議は過半数をもって行う	第5章 第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章 第35条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限は定款第24条による。職務分担は無い	第4章 第24条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第25条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	会則	第6章 第27条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-1
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-2
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-3
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-4
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第1条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	会則	第6章 第29条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	会則	第6章 第30条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条
(3)コンプライアンス違反事実 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者の取扱いに関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者の取扱いに関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	組織規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	組織規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第3条、第4条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第1条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第12条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第11条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第11条、第13条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第20条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第35条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第36条

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福岡デザインアクションと称する。

なお、略称は「FUDA」とし、「フーダ」と読む。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、福岡・九州におけるデザイン価値の啓発を行い、デザイン分野の社会的認知を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化
- (2) デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動
- (3) デザインによるまちづくりの推進
- (4) デザインに関する情報発信
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営や諸活動に参加する個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行う活動に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 一般会員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての地位を失う。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散

(9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他の法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の終了後において、定員を欠くに至った場合には、新に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任する事ができる。但し、監事を解任する

場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 委員会

(運営委員会)

第37条 当法人に、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、当法人の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。
- 3 運営委員会の組織及び運営並びに委員の選出に関しては、規則に定めるところによる。
- 4 当法人に、事業運営の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、その他の委員会を設置することができる。
- 5 運営委員会その他の委員会の事業報告及び事業計画は、各年度の理事会において承認を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 当法人に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

第8章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号および第4号の書類については定時社員総会の承認をなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属計算書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(会則)

第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が会則を別に制定する。

2 会則は、制定後に開催される定時社員総会において承認を受けなければならない。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 鮎川 透

設立時理事 金子眞三

設立時理事 吉永文治

設立時理事 河地知木
設立時理事 江藤 實
設立時理事 後藤 宏
設立時理事 清水 要
設立時理事 橋本 明
設立時理事 水野 宏
設立時理事 今宮優子
設立時理事 岩城孝二
設立時理事 寶珠山 徹
設立時理事 有馬厚子
設立時理事 垣田健一郎
設立時理事 有薮浩司
設立時理事 河津一郎
設立時理事 牛島 彩
設立時理事 武田芳明
設立時代表理事 鮎川 透
設立時監事 平松聖悟
設立時監事 金子洋伸

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	
		氏名 金子眞三
	2	
		氏名 吉永文治
	3	
		氏名 河地知木
	4	
		氏名 江藤 實
	5	
		氏名 後藤 宏
	6	
		氏名 清水 要
	7	
		氏名 橋本 明
	8	
		氏名 水野 宏
	9	
		氏名 今宮優子

- 10 [Redacted]
氏名 岩城孝二
- 11 [Redacted]
氏名 寶珠山 徹
- 12 [Redacted]
氏名 有馬厚子
- 13 [Redacted]
氏名 垣田健一郎
- 14 [Redacted]
氏名 有壽浩司 印
- 15 [Redacted]
氏名 河津一郎
- 16 [Redacted]
氏名 牛島 彩
- 17 [Redacted]
氏名 武田義明
- 18 [Redacted]
氏名 鮎川 透
- 19 [Redacted]
氏名 平松聖悟
- 20 [Redacted]
氏名 金子洋伸

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福岡デザインアクション設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

平成24年9月1日

設立時社員	鮎川 透
設立時社員	金子眞三
設立時社員	吉永文治
設立時社員	河地知木



設立時社員	平松聖悟
設立時社員	江藤 實
設立時写真	後藤 宏
設立時社員	清水 要
設立時社員	橋本 明
設立時社員	水野 宏
設立時社員	今宮優子
設立時社員	岩城孝二
設立時社員	寶珠山 行
設立時社員	有馬厚子
設立時社員	垣田健一郎
設立時社員	有蓄浩司
設立時社員	河津一郎
設立時社員	牛島 彩
設立時社員	武田芳明
設立時社員	金子洋伸

6 字削除
7 字挿入
2 字削除
2 字挿入

1	平成 2 4 年 第	97 号
2	本 定 款 の 社 員 鮎 川 透 外 1 8 名	
3	の 代 理 人 兼 社 員 金 子 眞 三 は 自 己	
4	並 び に 被 代 理 人 が 本 定 款 に お け る 記	
5	名 押 印 を 自 認 す る 旨 本 公 証 人 の 面 前	
6	で 陳 述 し た 。	
7	上 記 認 証 す る 。	
8	平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日 本 職 役 場	
9	に お い て	
10	福 岡 市 中 央 区 舞 鶴 3 丁 目 7 番 1 3 号	
11	福 岡 法 務 局 所 属	
12	公 証 人	野崎彌純
13		
14	本定款の第 42 条中 2 字挿入 第49条中 1字削除 1字挿入	
15	第50条中 4字削除 1字挿入 末尾記名中 1字削除 1字挿入	
16	尚本定款の第 49 条中 1 字削除 1 字挿入 末尾記名中 1 字	
17	削除 1字挿入	
18		
19		
20		

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクションの「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

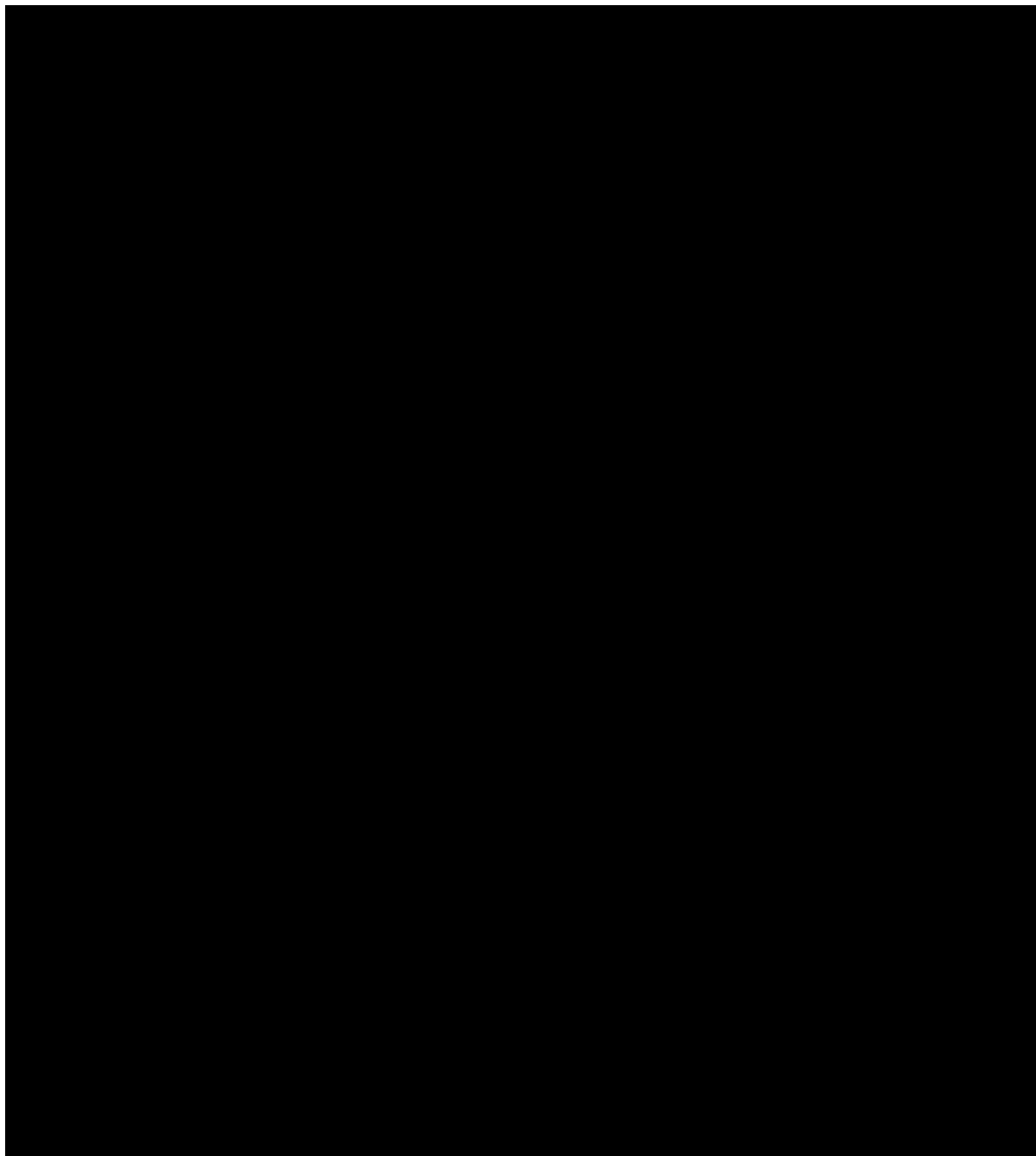
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

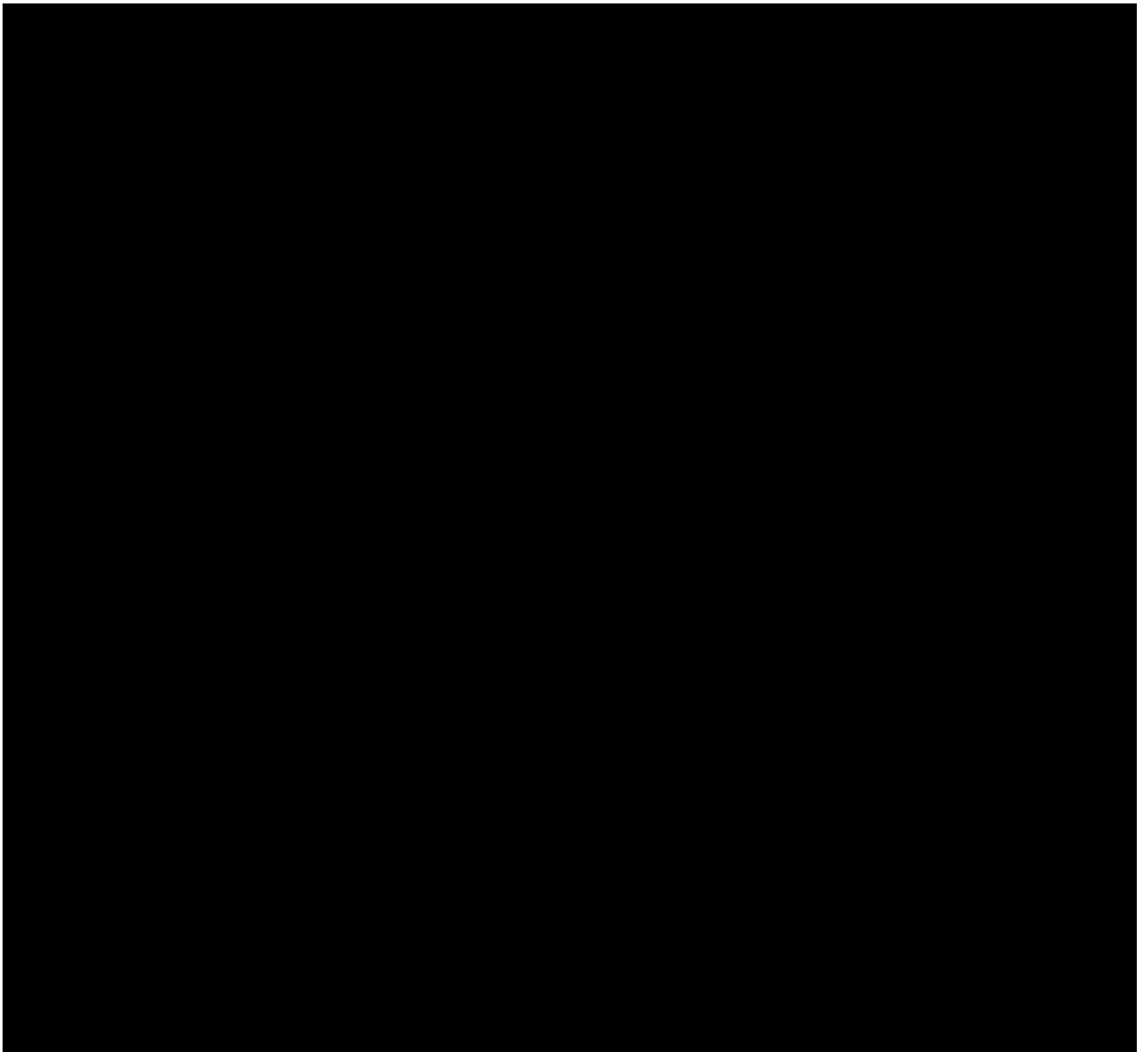
コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下「この法人」という。）の倫理規定の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策に実施・運営の原則を定めることを目的とする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)





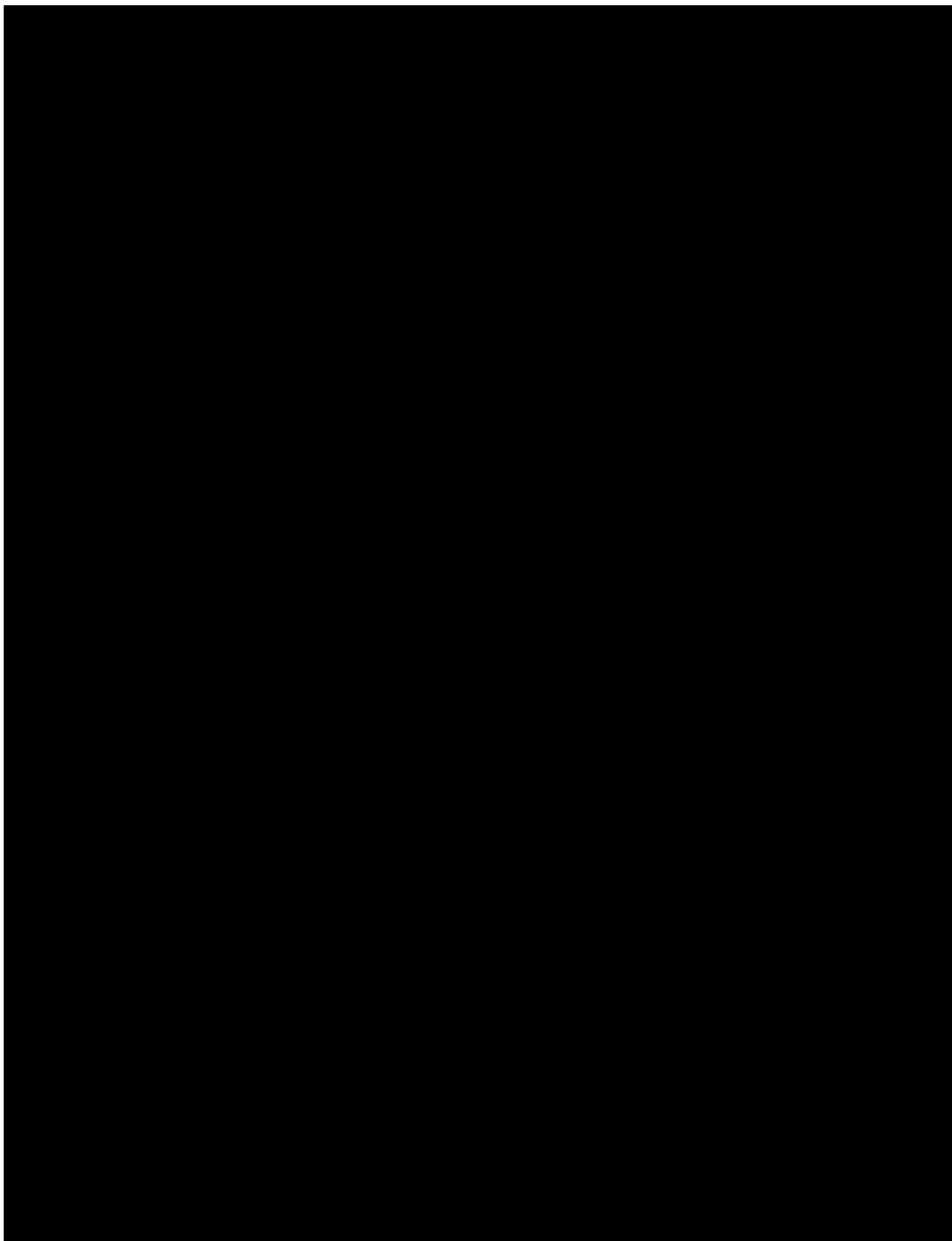
内部通報者の取扱いに関する規程

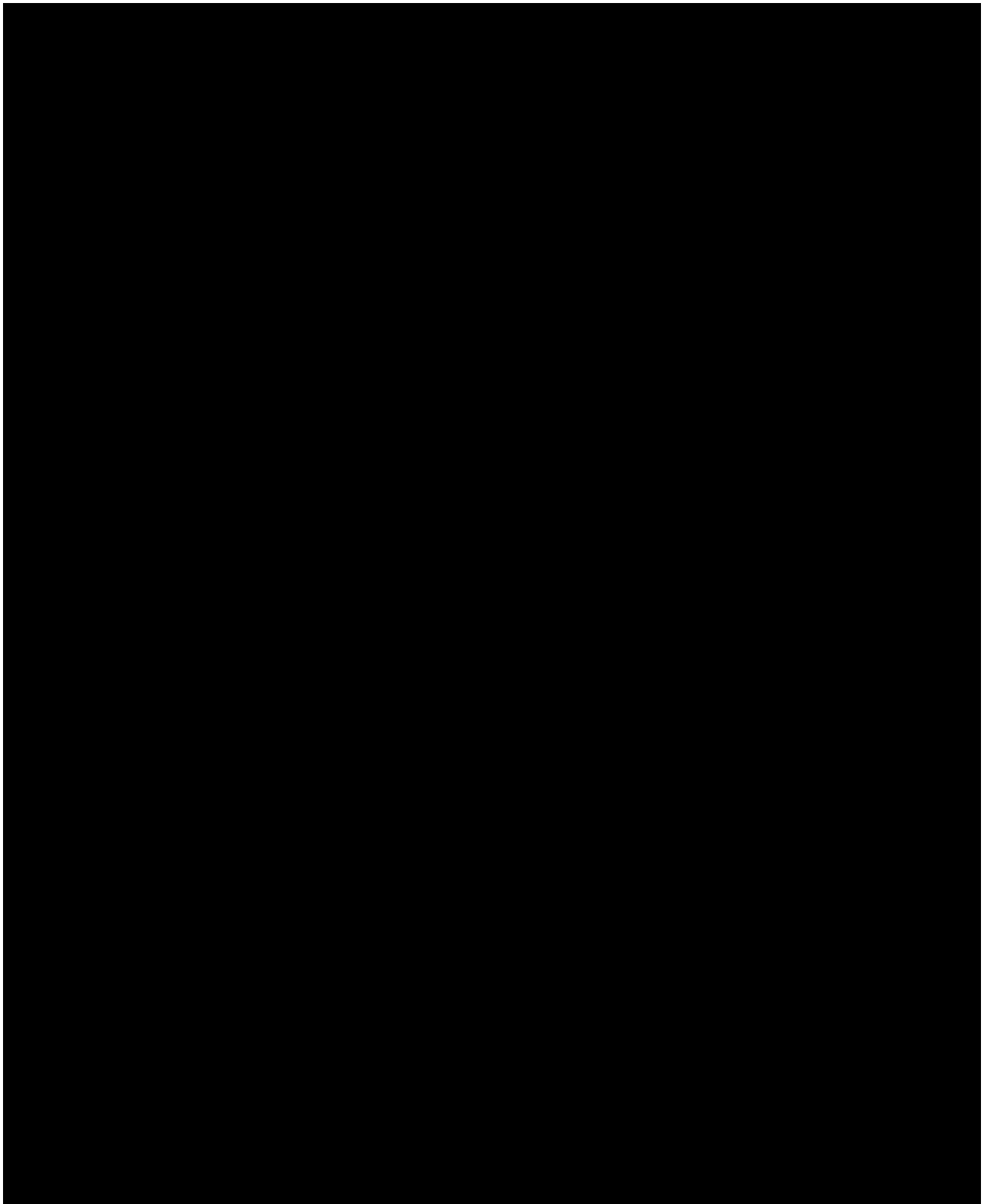
第1章 総 則

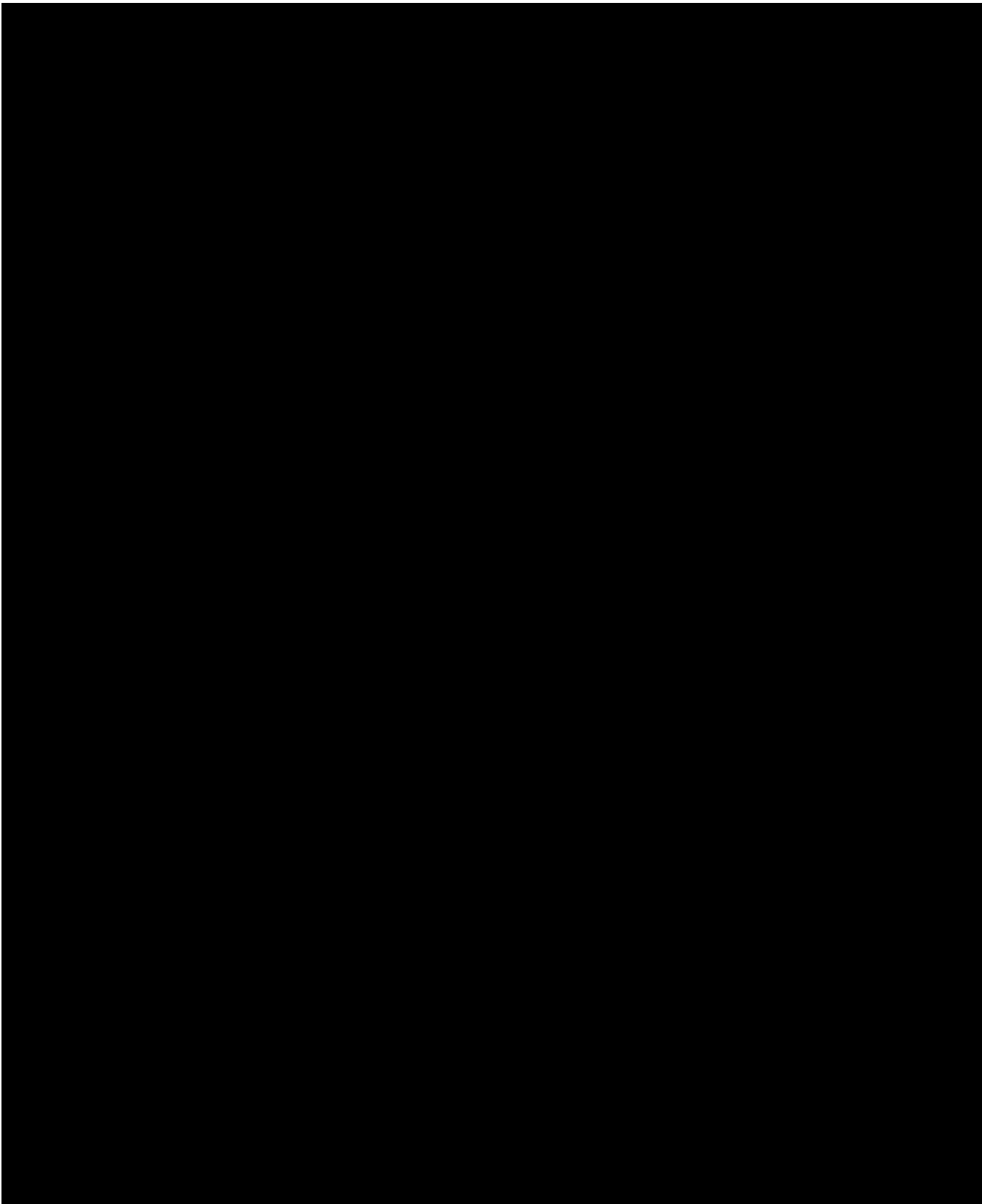
(目的)

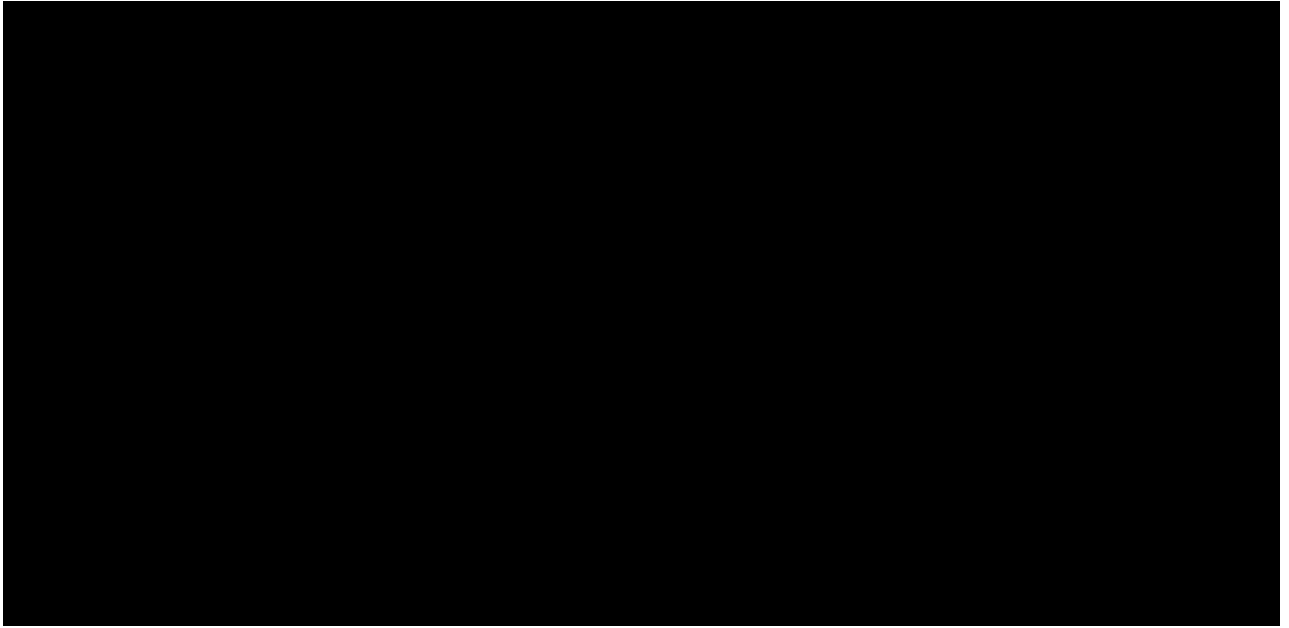
第1条 この規程は、公益通報者保護法が規定する労働者等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)









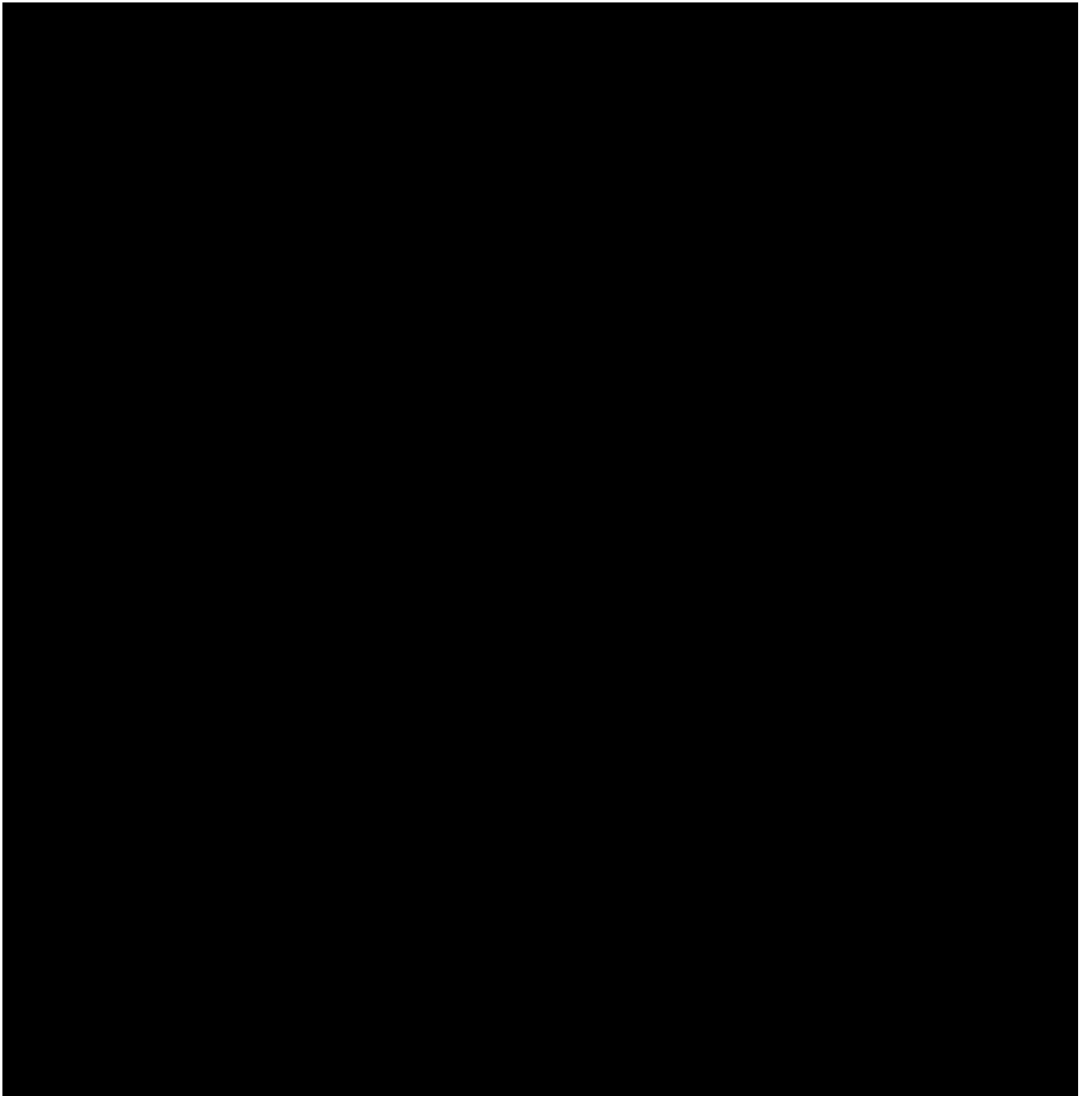
組織規程

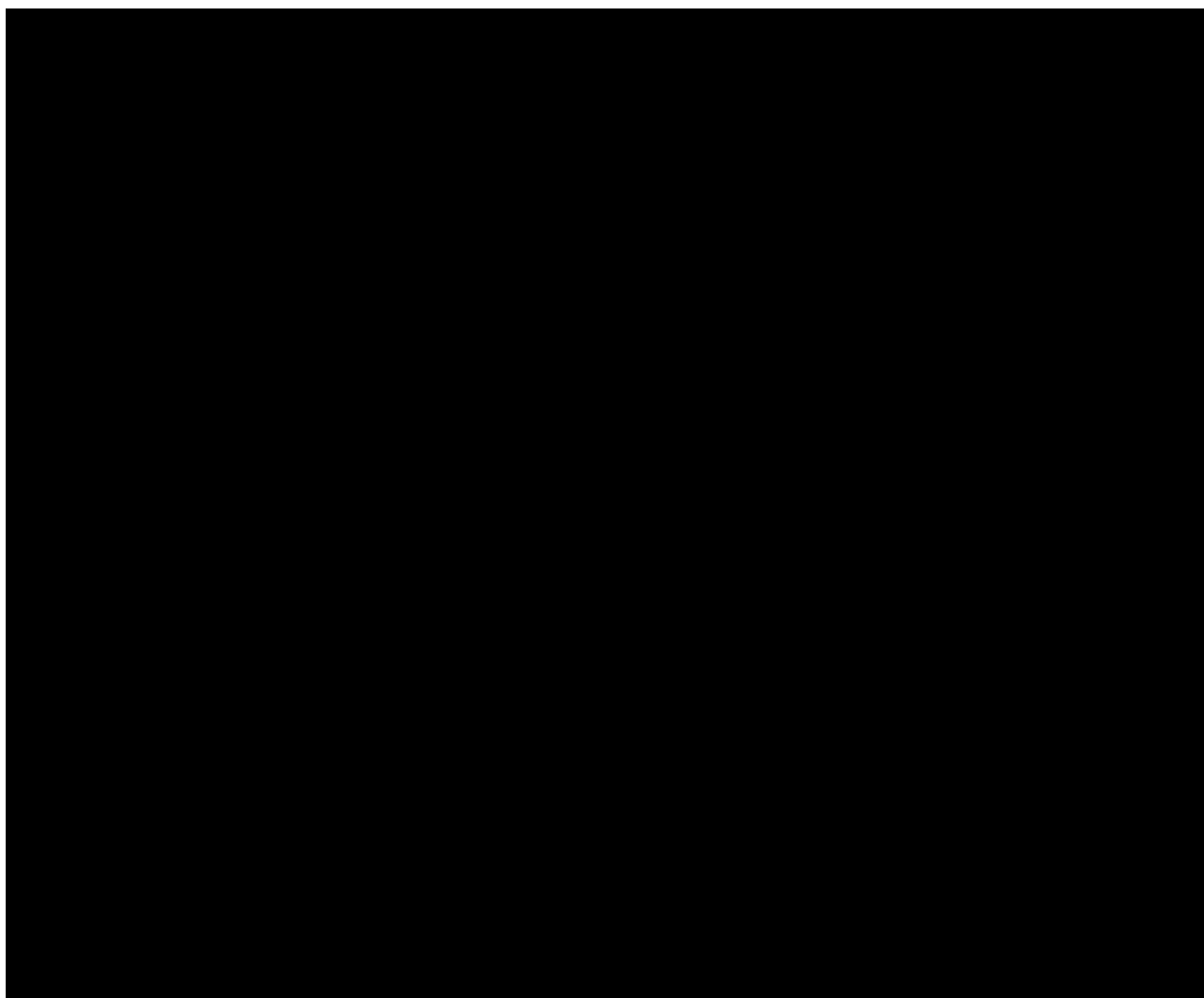
第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下、「当法人」という。）の事務処理の基準その他の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)





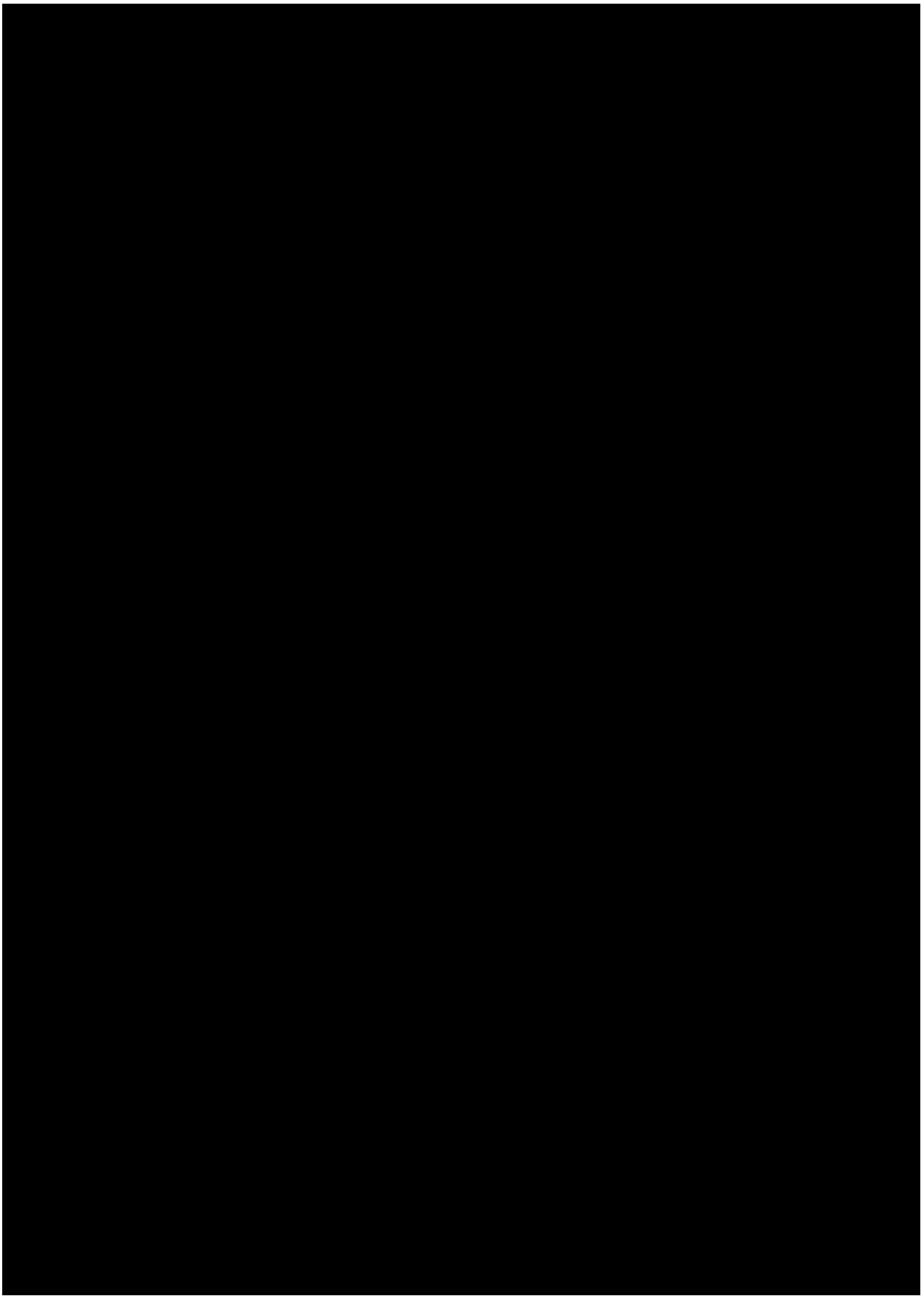
職員給与規程

第1章 総則

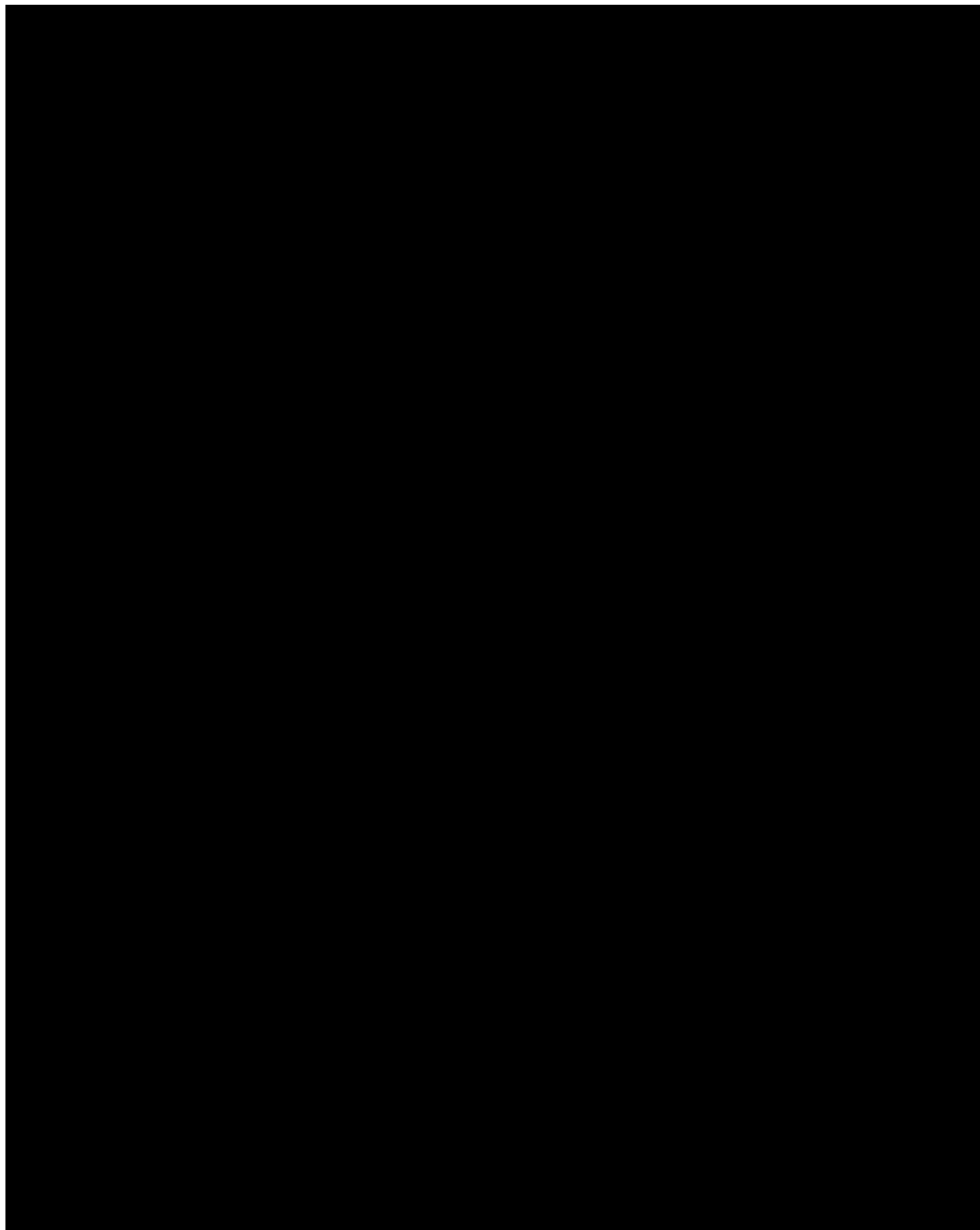
(目的)

- 第1条 この規程は、就業規則規程第26条に基づき、一般社団法人福岡デザインアクション（以下、「当法人」という。）の職員の給与等に関する取り扱いについて定めるものである。
- 2 臨時職員等、就業形態が特殊な者の給与の取り扱いで、本規程によらない部分は、個別の雇用契約によるものとする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)



[The following text is a dense, illegible block of characters and symbols, likely representing a corrupted or redacted document. It contains no meaningful content.]



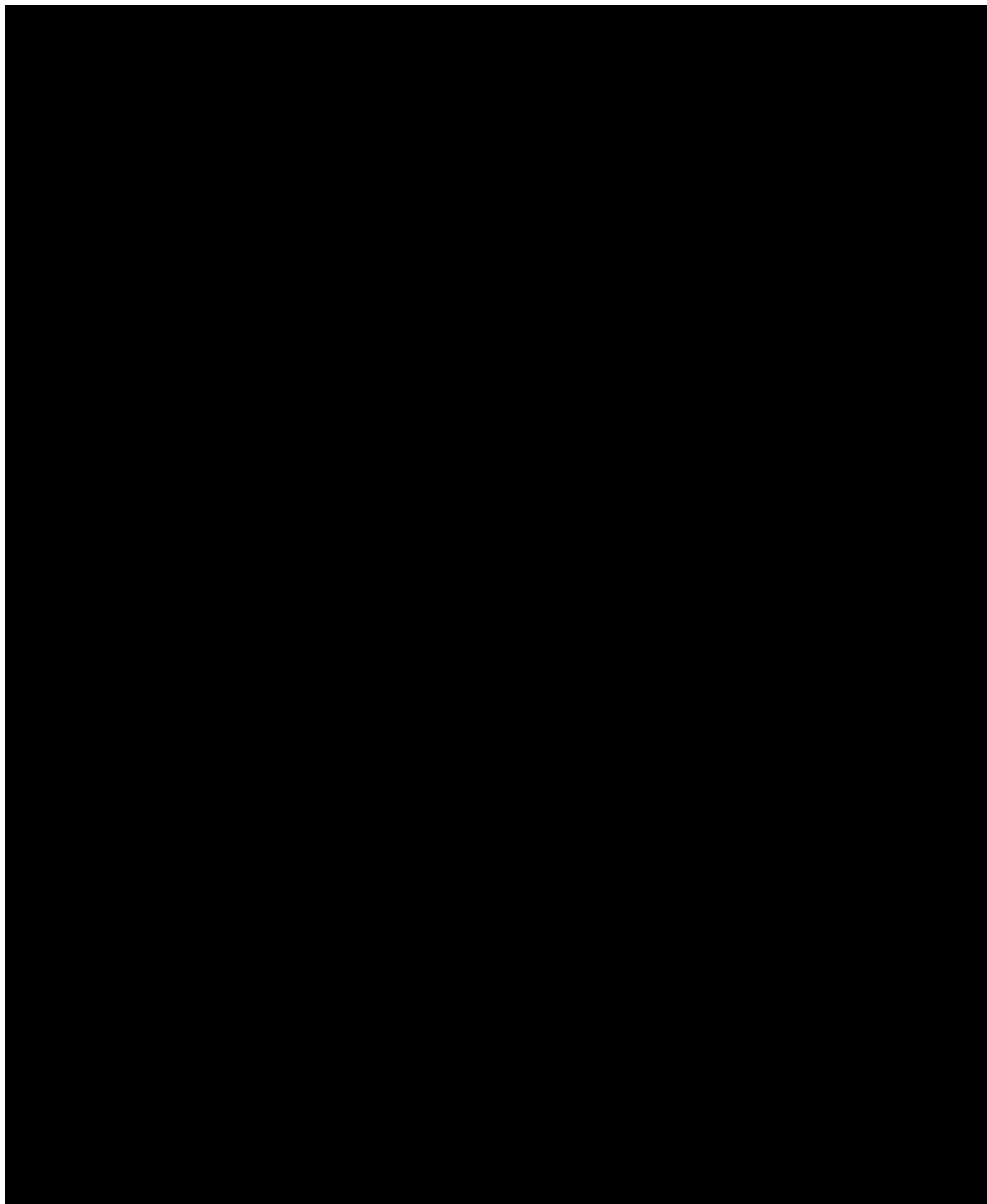
1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 283: 2689-2695.

文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下「この法人」という）における文書の取扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理をする目的とする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)



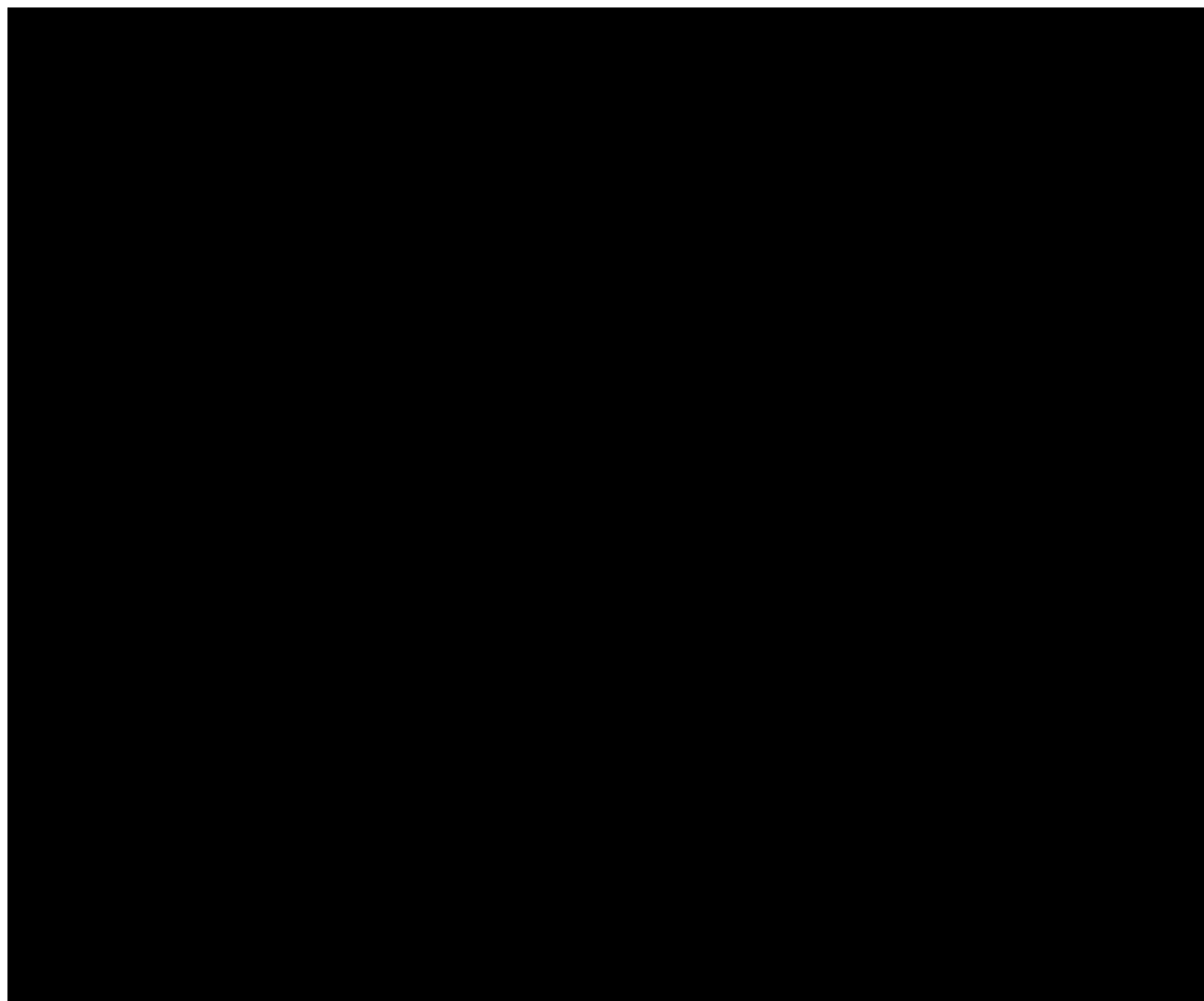
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下「この法人」という）の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)





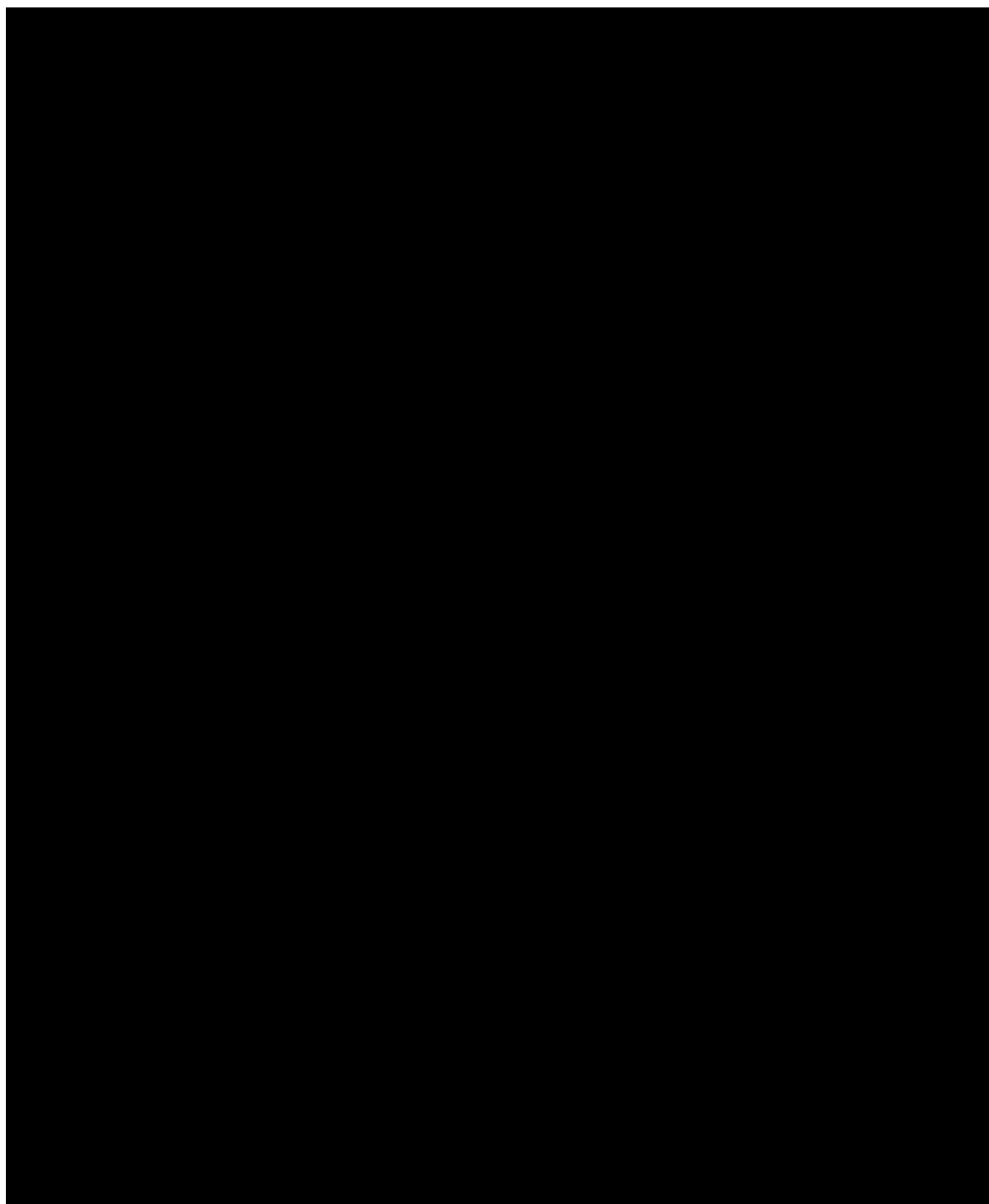
リスク管理規程

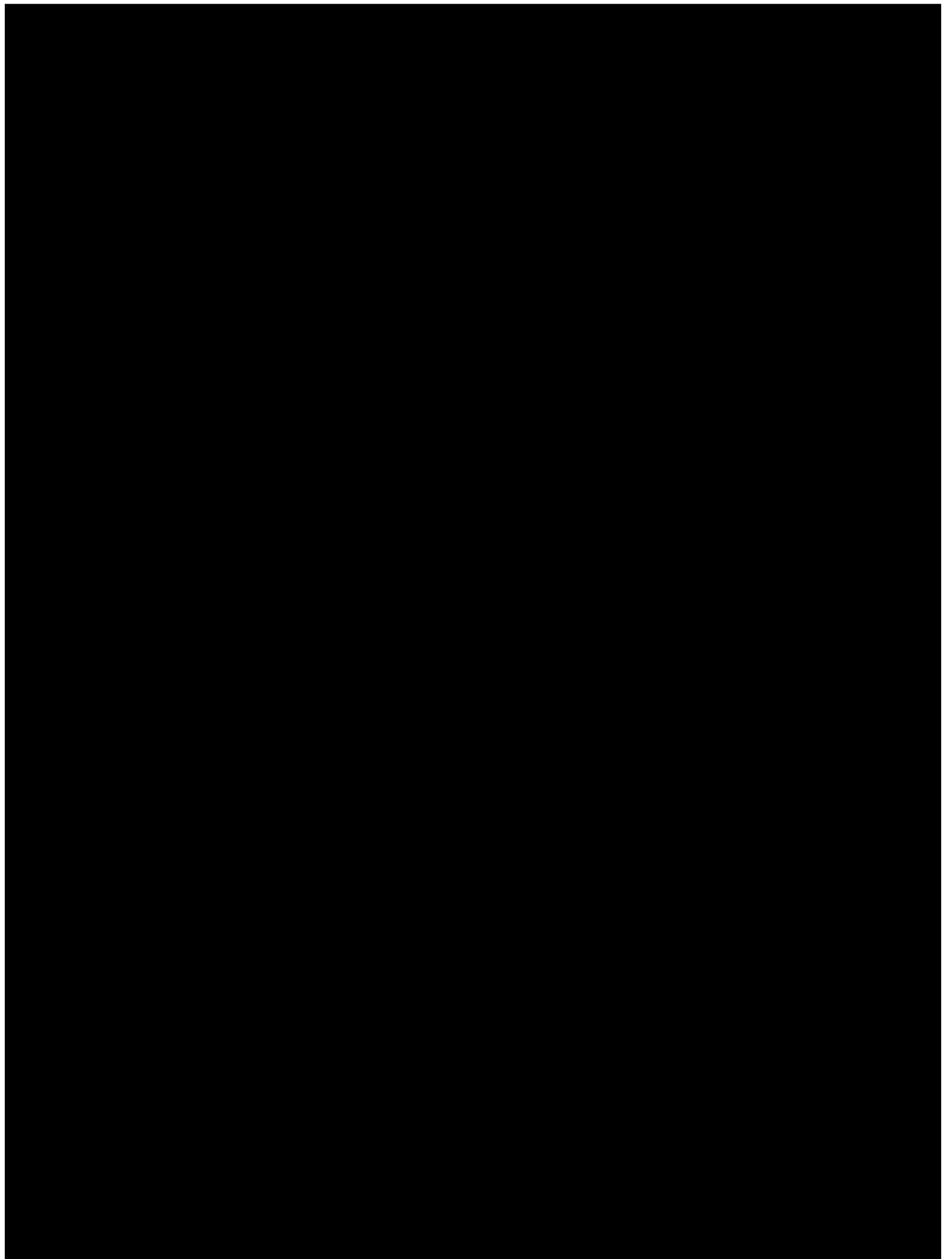
第1章 総則

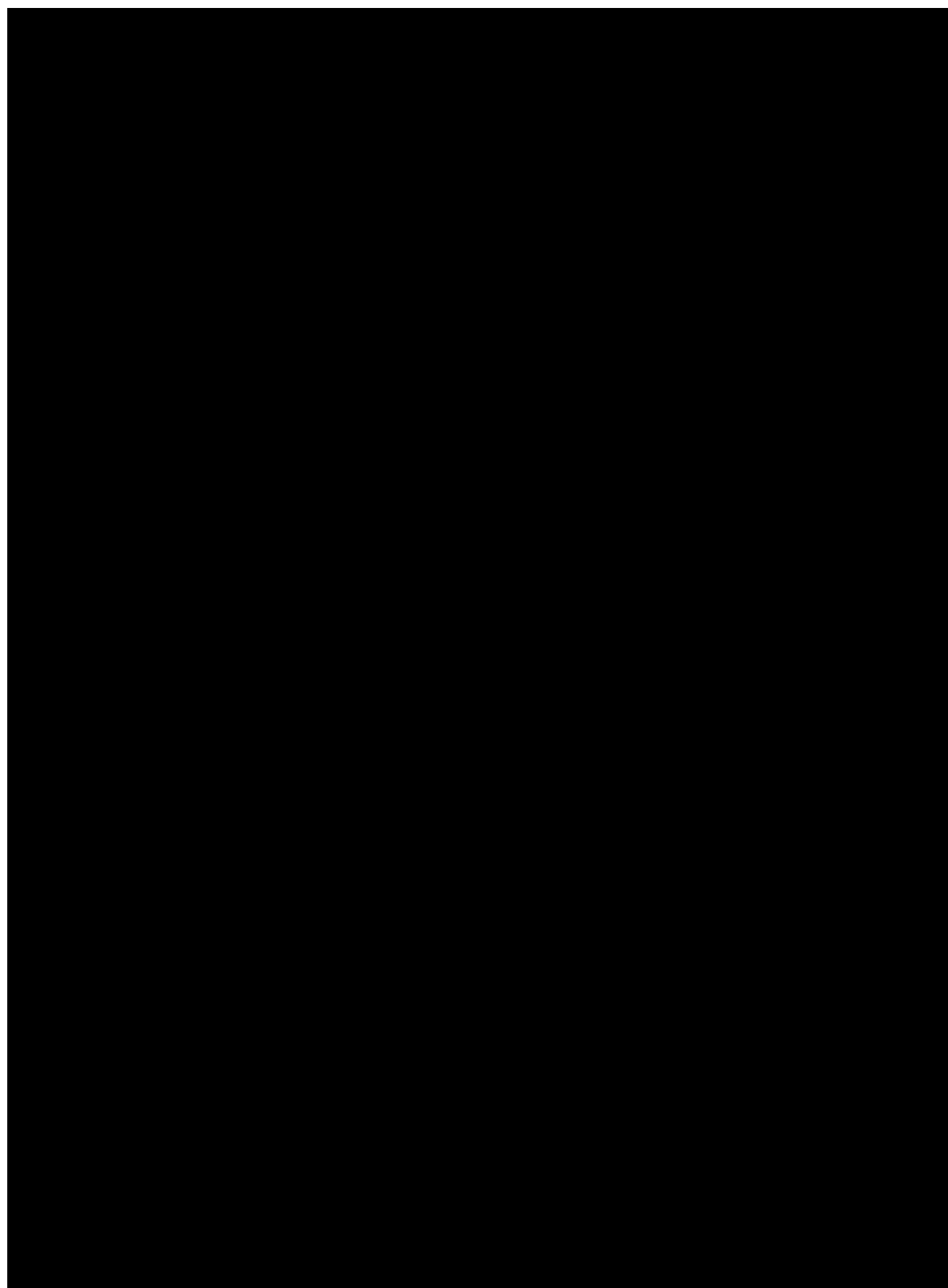
(目的)

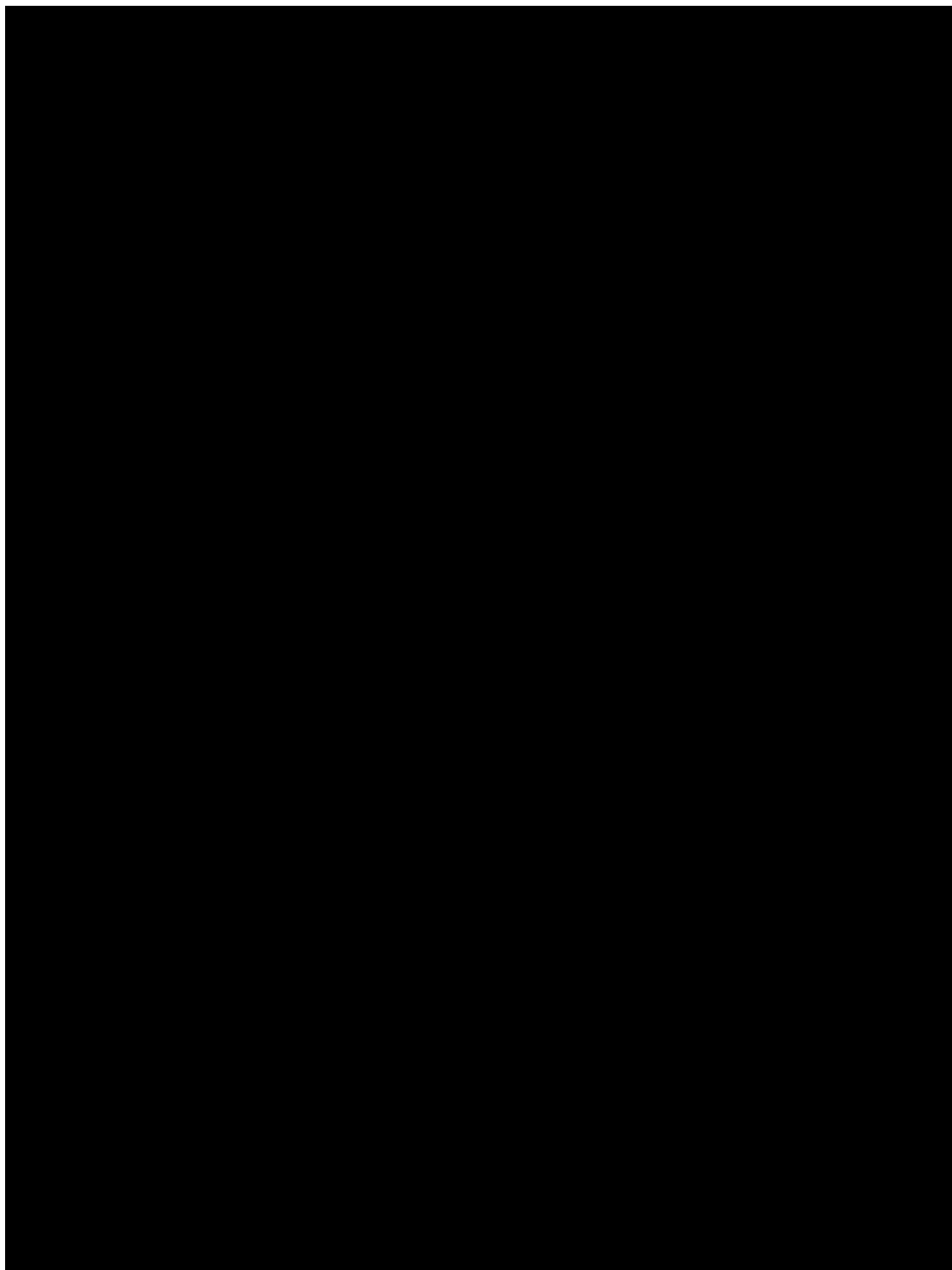
第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下「この法人」という）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

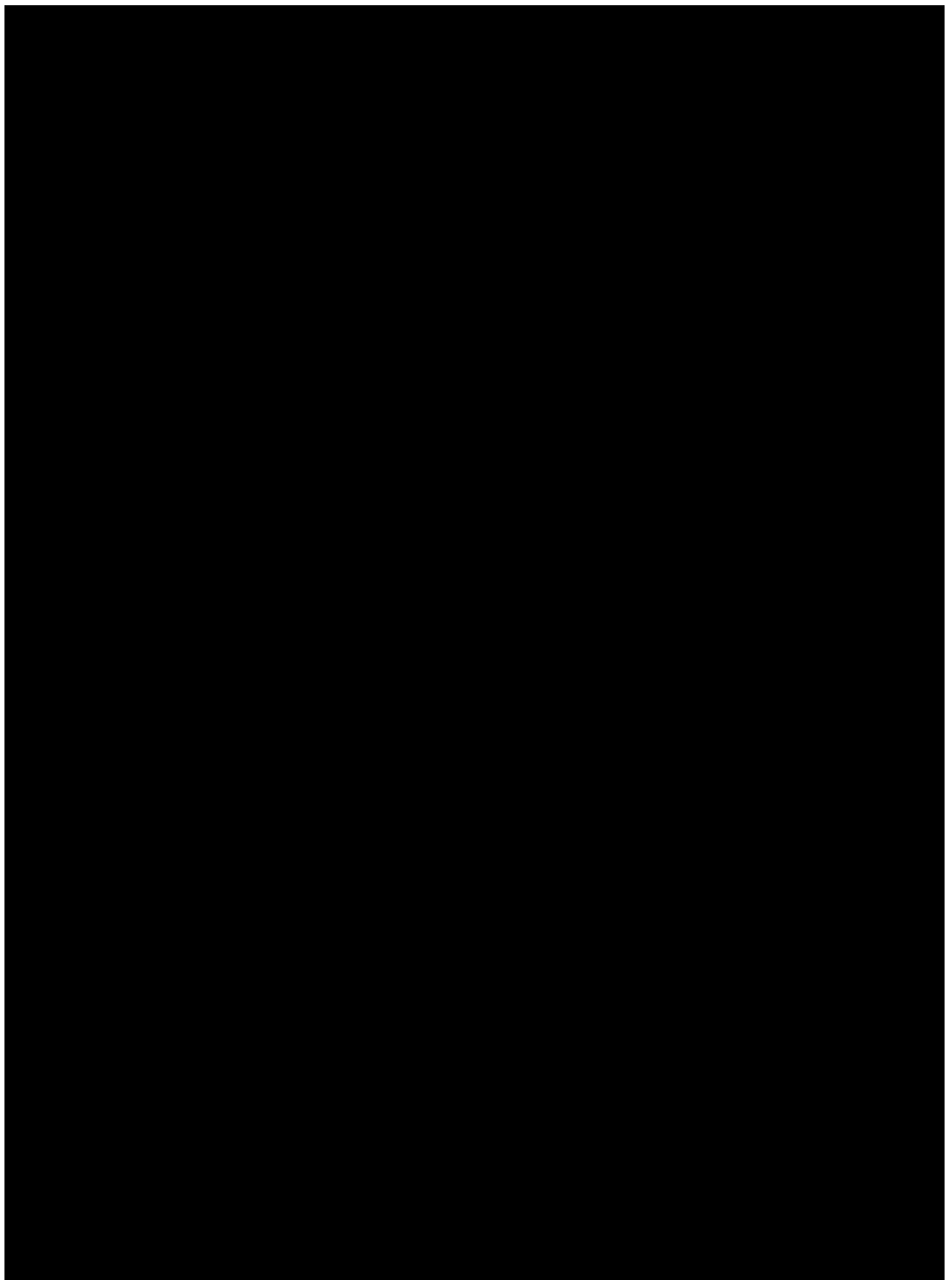
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

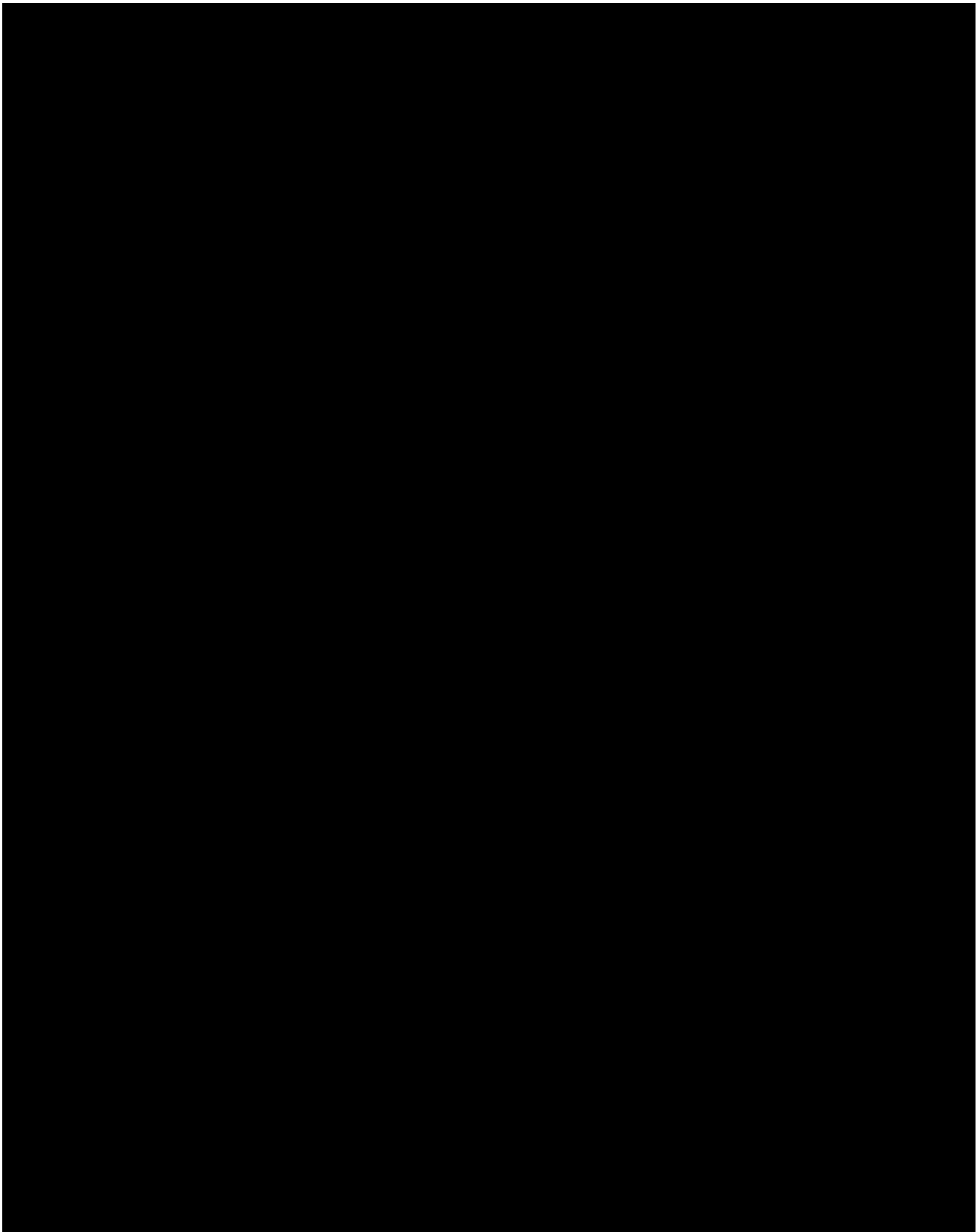














経理規程

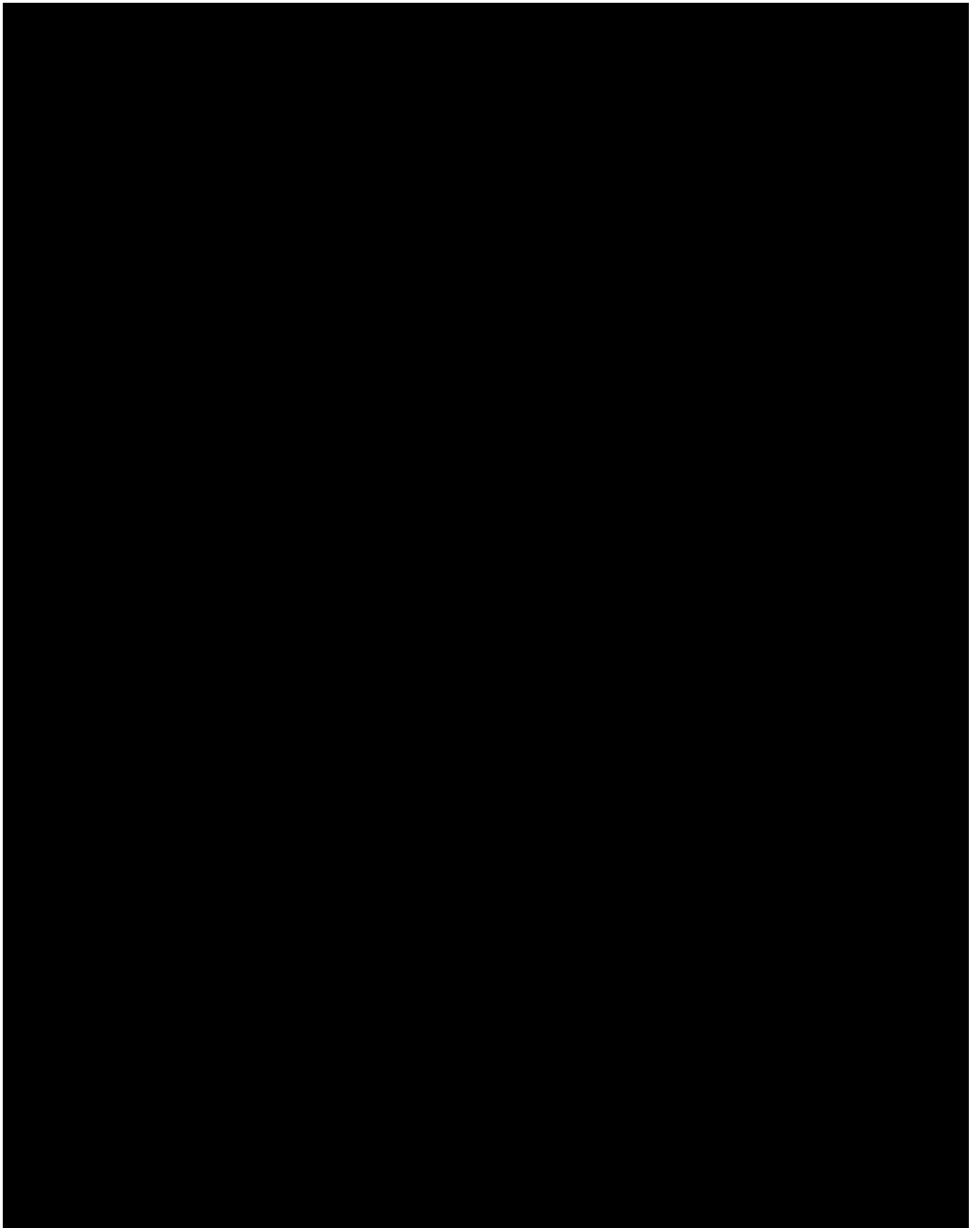
第1章 総則

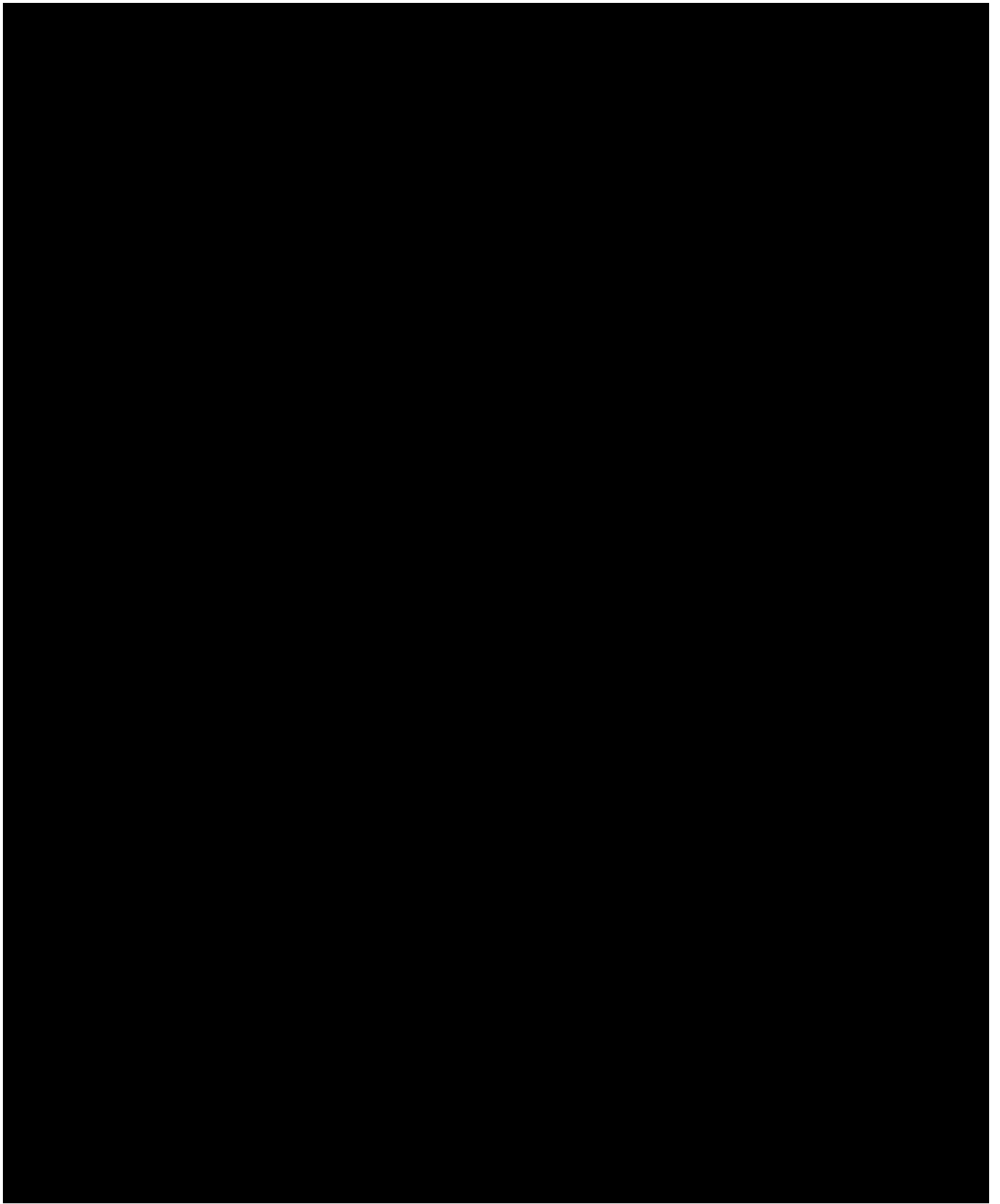
(目的)

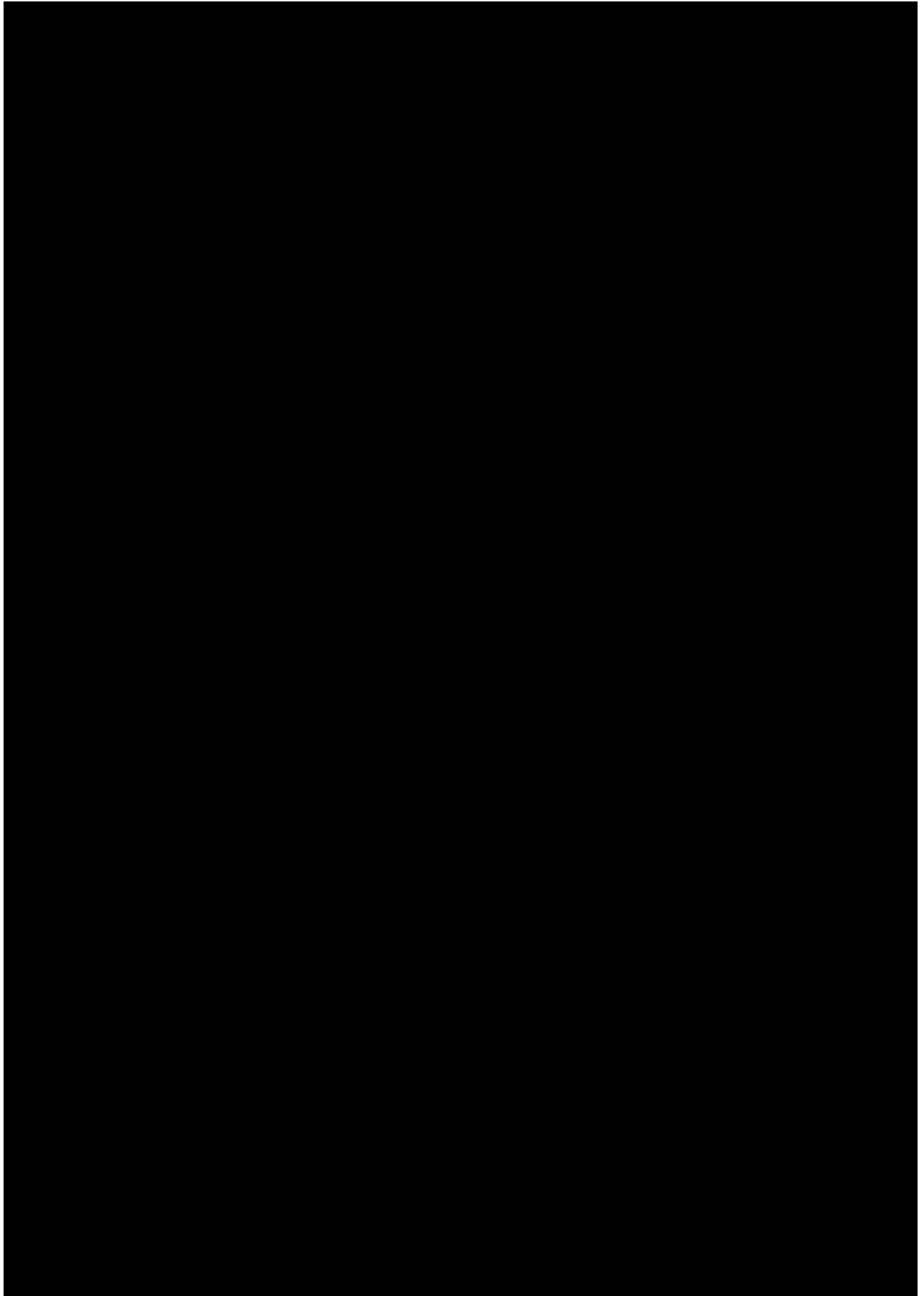
第1条 この規程は、一般社団法人福岡デザインアクション（以下「この法人」という）の経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政状態および経営成績に関して真実の報告を提供するとともに、経営効率向上の資とすることを目的とする。

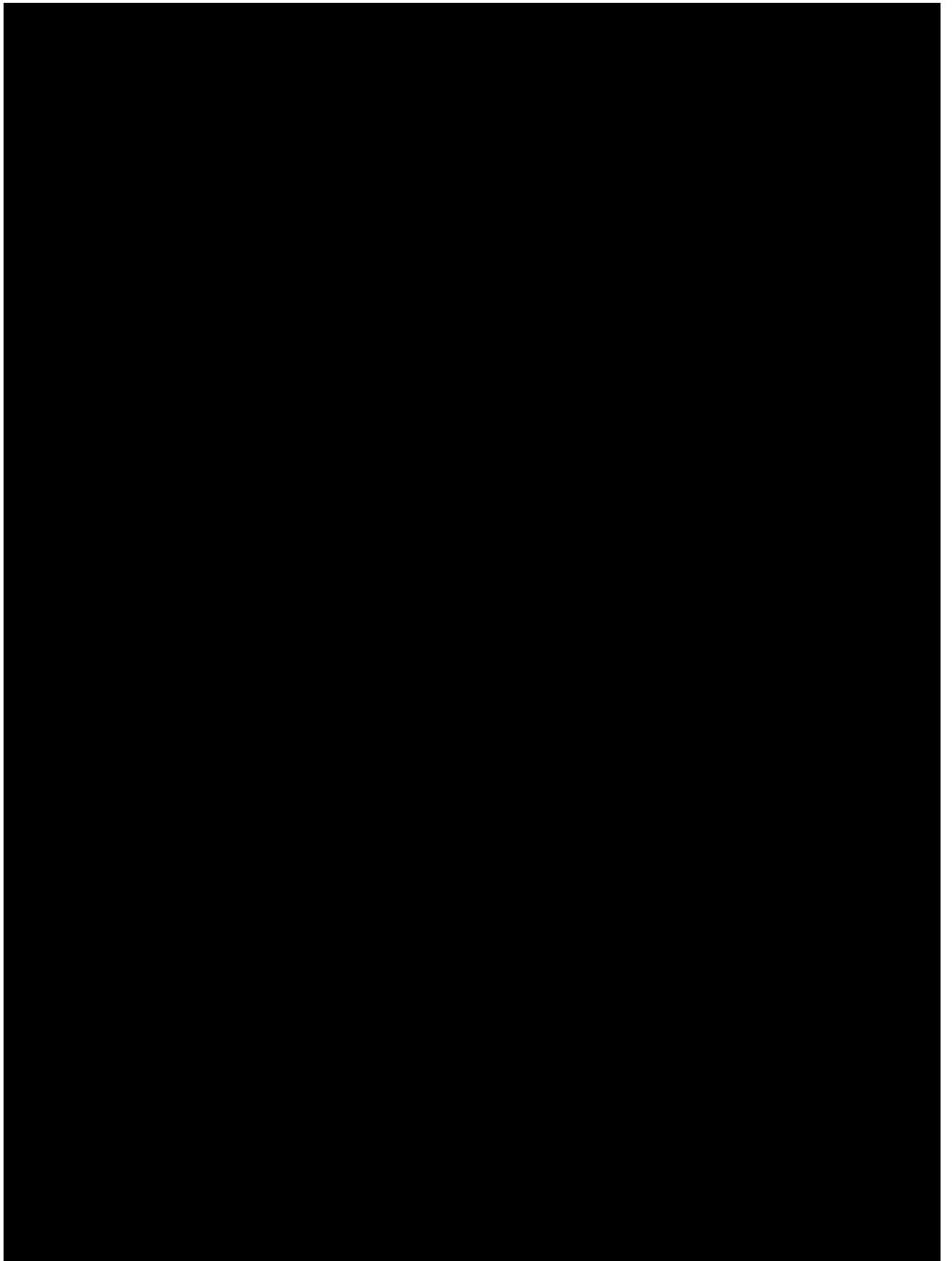
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

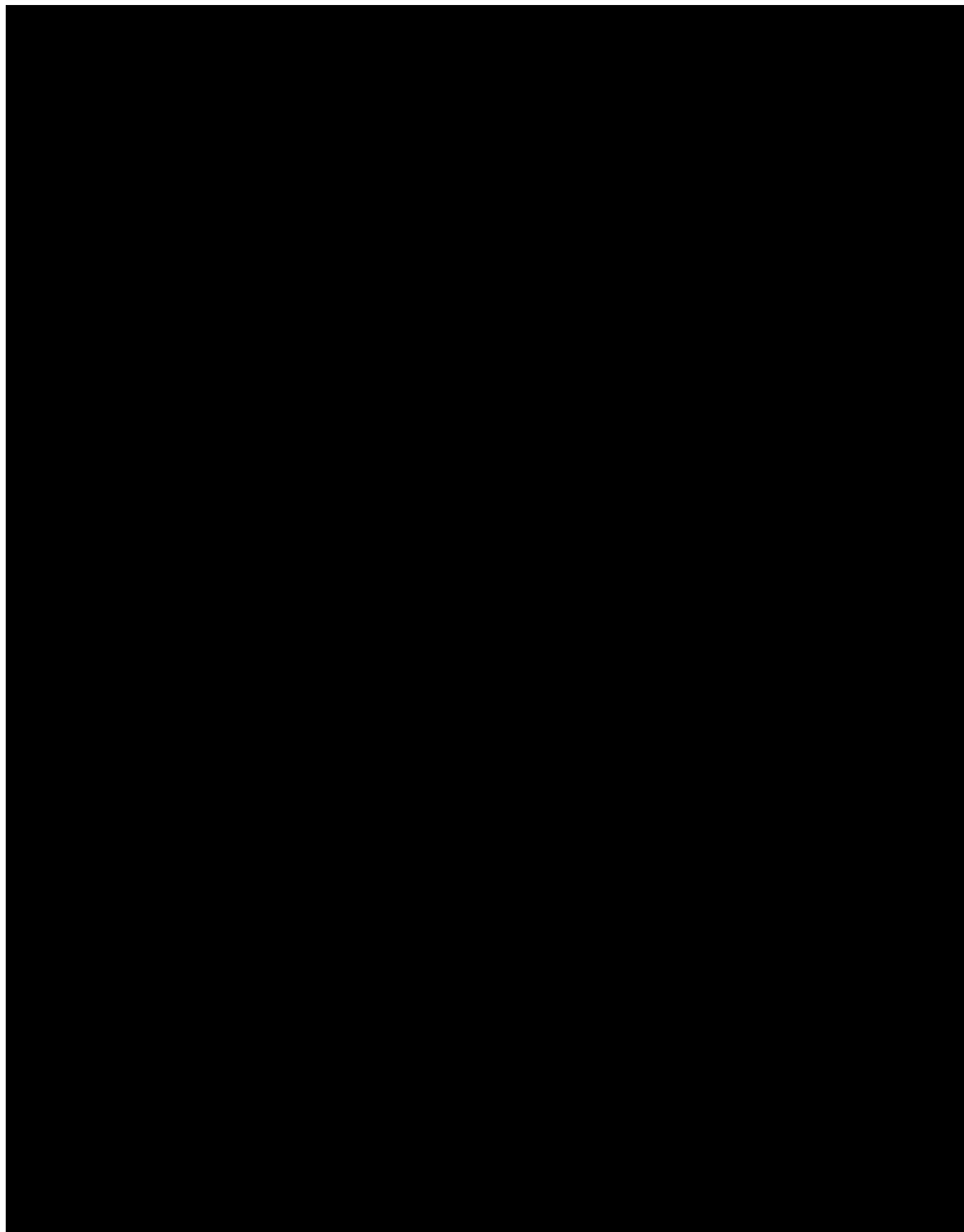
[REDACTED]

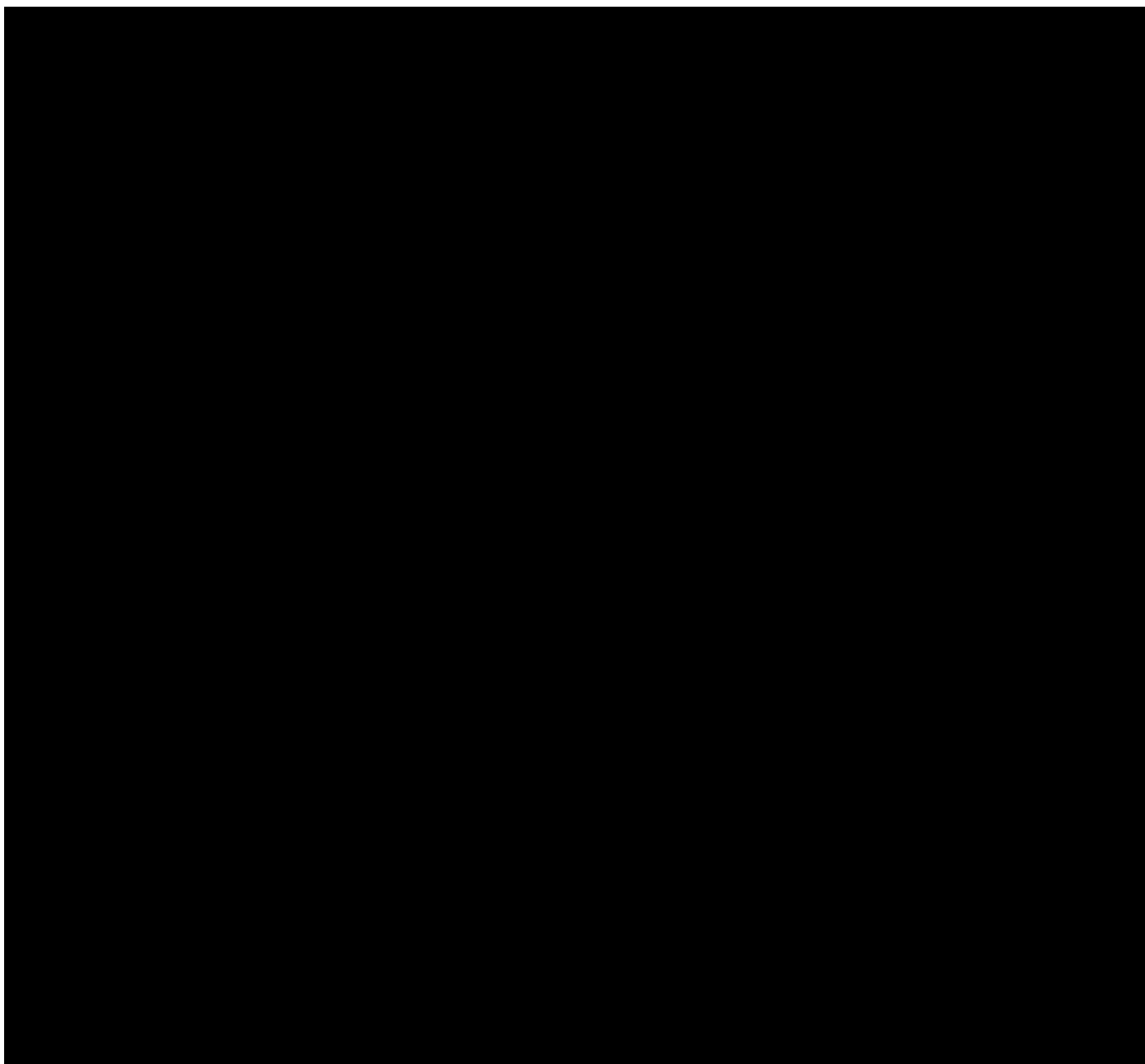












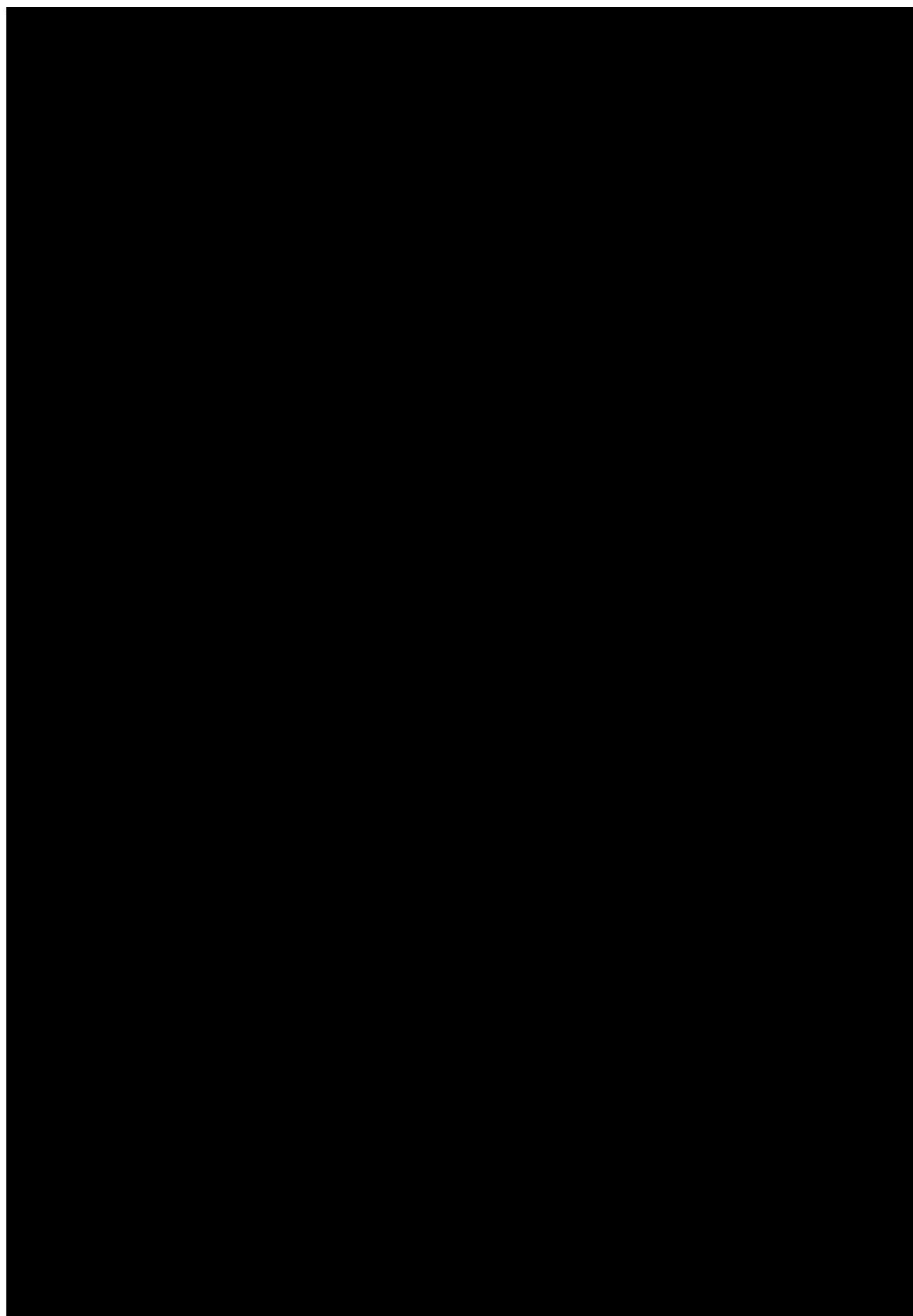
F u d a 会則

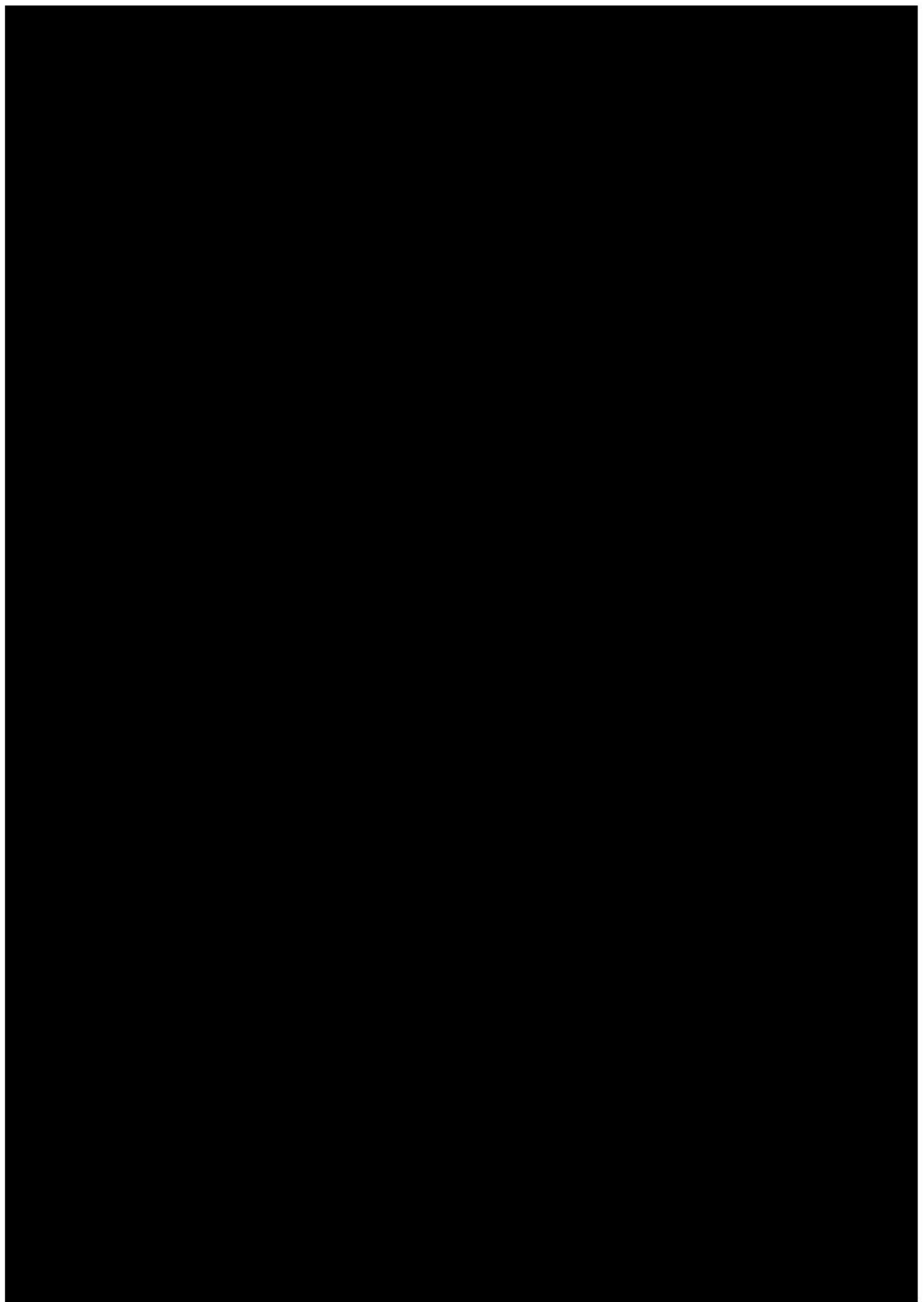
■第1章 総 則

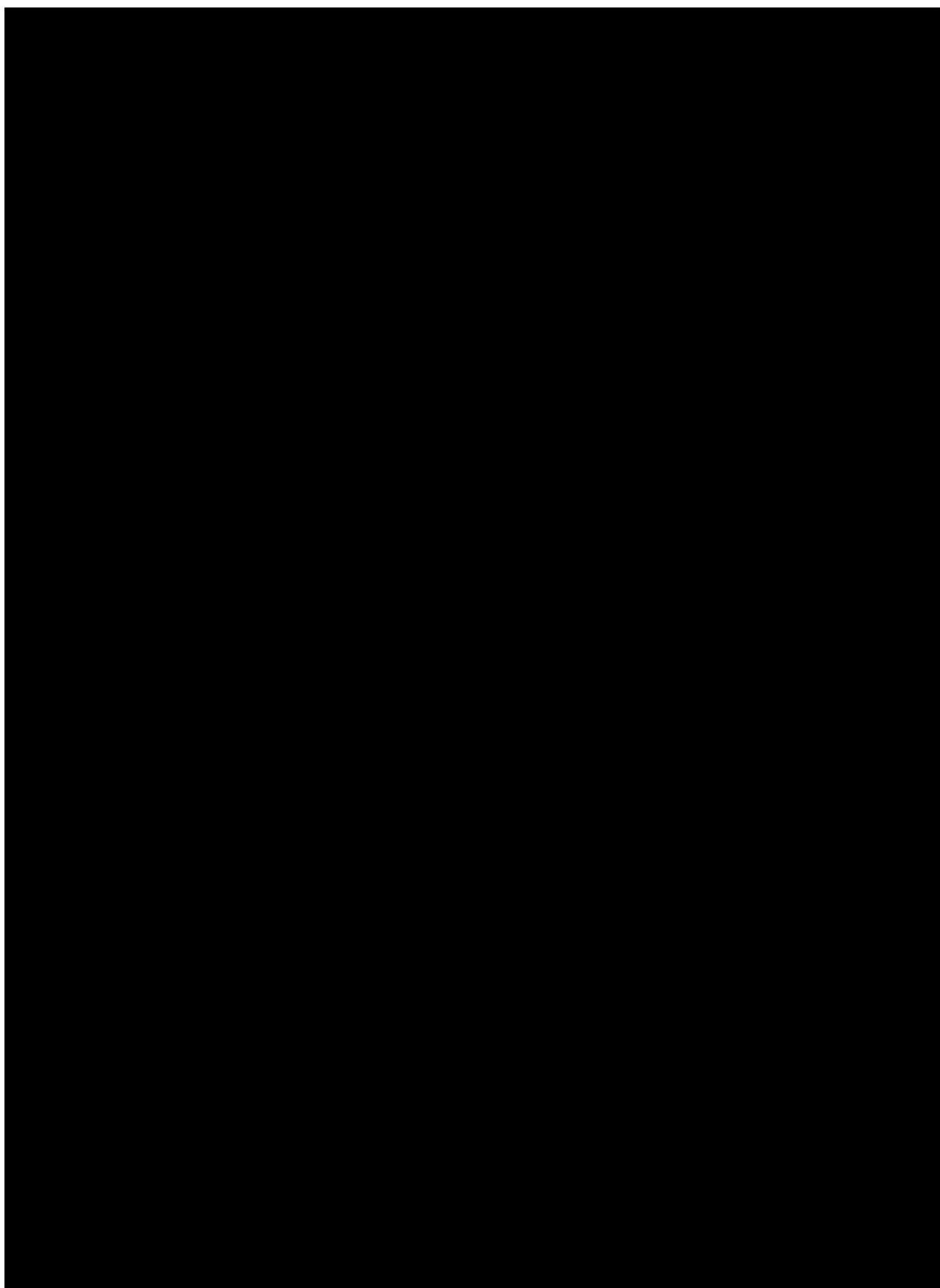
(名称)

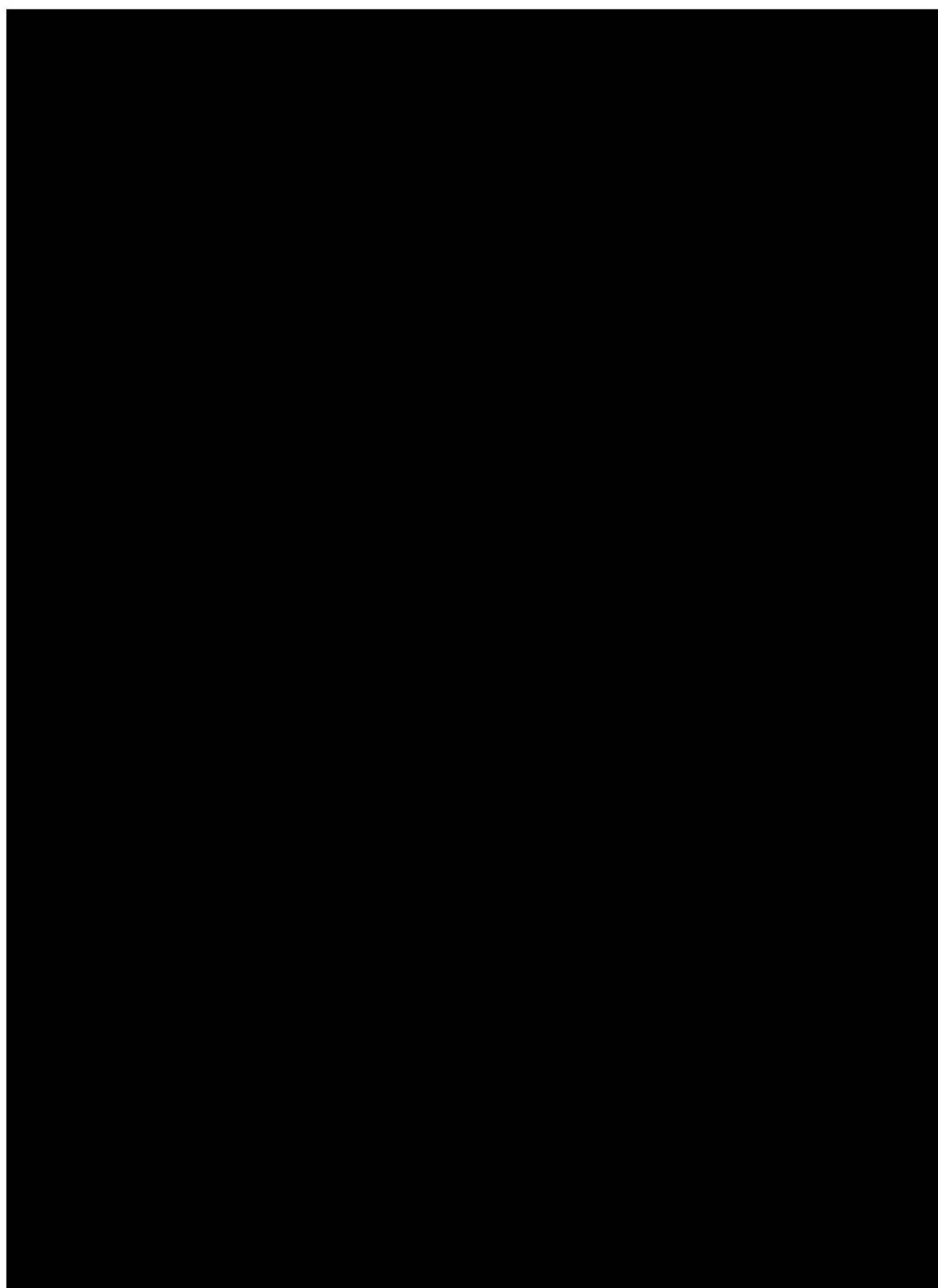
第 1 条 この会は「福岡デザインアクション」、略称を「F u d a (フーダ)」と称する。(以下「本会」という)

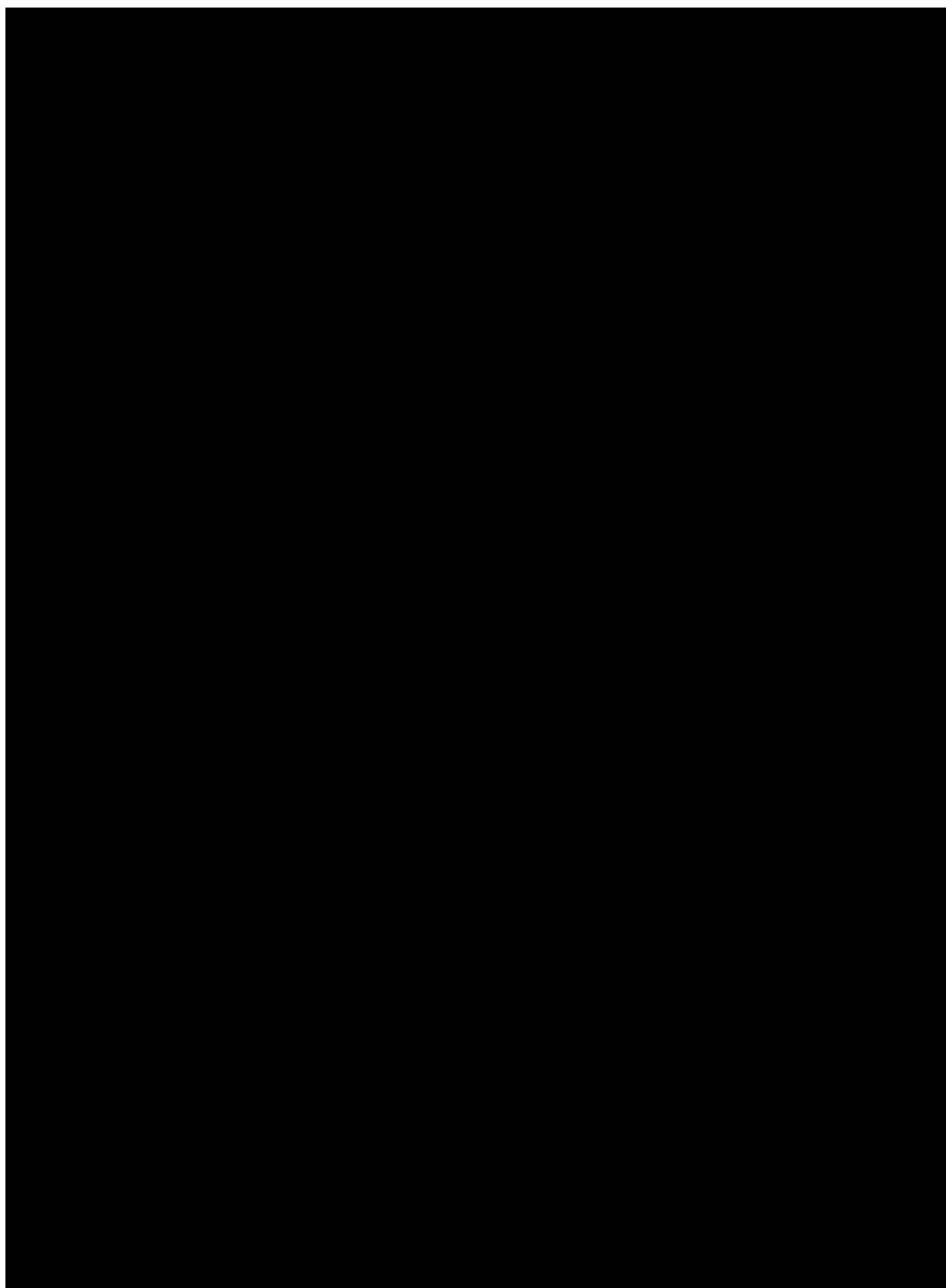
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)











(総則)

第1条 この規定は、本法人の事業に伴う各種謝金等について規定する。

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

(総則)

第 1 条 この規定は、本法人の事業に伴う旅費等について規定する。



団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

履歴事項全部証明書

福岡市中央区舞鶴三丁目1番30号
一般社団法人福岡デザインアクション

会社法人等番号	2900-05-014024		
名 称	一般社団法人福岡デザインアクション		
主たる事務所	福岡市中央区舞鶴三丁目1番30号		
法人の公告方法	電子公告により行う。 http://www.fuda-japan.org/ 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。		
法人成立の年月日	平成24年10月17日		
目的等	当法人は、福岡・九州におけるデザイン価値の啓発を行い、デザイン分野の社会的認知を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化 2 デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動 3 デザインによるまちづくりの推進 4 デザインに関する情報発信 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業		
役員に関する事項	代表理事 鮎 川 透		
	代表理事 鮎 川 透		平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	代表理事 鮎 川 透		平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	代表理事 鮎 川 透		平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	代表理事 金子 眞 三		令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>鮎川透</u>	
	<u>理事</u>	<u>鮎川透</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>鮎川透</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>鮎川透</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>鮎川透</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>金子眞三</u>	
	<u>理事</u>	<u>金子眞三</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>金子眞三</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>金子眞三</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>金子眞三</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>江 藤 實</u>	
	<u>理事</u>	<u>江 藤 實</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>江 藤 實</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>江 藤 實</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>後 藤 宏</u>	
	<u>理事</u>	<u>後 藤 宏</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>後 藤 宏</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>後 藤 宏</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>後 藤 宏</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>清 水 要</u>	
	<u>理事</u>	<u>清 水 要</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>清 水 要</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>清 水 要</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>清 水 要</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>橋 本 明</u>	
	<u>理事</u>	<u>橋 本 明</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>橋 本 明</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>橋 本 明</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>橋 本 明</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>水 野 宏</u>	
	<u>理事</u>	<u>水 野 宏</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>水 野 宏</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>水 野 宏</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>今 宮 優 子</u>	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 城 孝 二</u>	
	<u>理事</u>	<u>岩 城 孝 二</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 城 孝 二</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 城 孝 二</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 城 孝 二</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>垣田健一郎</u>	
	<u>理事</u>	<u>垣田健一郎</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田健一郎</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田健一郎</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田健一郎</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>有富浩司</u>	
	<u>理事</u>	<u>有富浩司</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有富浩司</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有富浩司</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有富浩司</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>牛 島 彩</u>	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>武 田 義 明</u>	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>若 林 宗 男</u>	令和 2年 6月25日就任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>照 井 善 明</u>	令和 2年 6月25日就任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>武 永 茂 久</u>	令和 2年 6月25日就任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>監事</u>	<u>平 松 聖 悟</u>	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記

	監事	金子洋伸	平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
	監事	三反栄治	平成26年 5月28日就任
			令和 2年 4月 7日登記
	監事	三反栄治	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	監事	三反栄治	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	監事	三反栄治	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	設立 平成24年10月17日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年10月18日
福岡法務局
登記官

佐々木正法



事業報告書－ 1

2019年度

中小企業庁 共同・協業販路開拓支援補助事業

販路支援の拠点としての太宰府店を設立

期間：2019年11月27日（水）～現在に至る



博多大丸催事

期間：2019年11月13日（木）～30日（土）



京都四条烏丸ラクエ催事

期間：2019年12月18日（水）～25日（水）



事業報告書－ 2

2020年度

中小企業庁 共同・協業販路開拓支援補助事業

福岡三越ラシック催事

期間：2020年9月9日（水）～22日（火）



博多マルイ催事

期間：2020年10月23日（金）～2021年1月31日（日）



東京恵比寿三越催事

期間：2020年12月2日（水）～15日（火）



天神イムズ催事

2021年2月27日（土）～3月21日（日）



事業報告書－ 3

2020年度

観光庁 誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業

福岡県太宰府市のコンテンツ造成実証事業

期間：2020年



CG映像のプロジェクションマッピングによる大宰府政庁の原寸大復元のプロモーションを開催



セミナートキタビ大学開催3回



歴史文化体験モニターツアー



歴史文化体験モニターツアー



西日本鉄道バスとの連携による実証実験シティーループバスの運行を行ない、観光に特化した交通手段の可能性を研究した。

事業報告書－ 4

2021年度

中小企業庁 共同・協業販路開拓支援補助事業

ソラリアプラザ店の拠点を設立

期間：2021年9月1日（水）～現在に至る



レイリア大橋店の拠点を設立

期間：2022年2月25日（金）～現在に至る



鹿児島山形屋催事

期間：2022年1月12日（水）～17日（月）



マークイズ福岡ももち催事

期間：2022年3月4日（金）～31日（木）



事業報告書－ 5

2021年度

観光庁 既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業

福岡県筑紫野市の事業者連携型事業

期間：2021年11月5日（金）～2022年1月30日（日）



筑紫の国と称された太宰府市、筑紫野市、を中心とした地域の市町村の領域を越えた歴史文化、産業を核とした観光のあり方を、民間の交通事業者、宿泊事業者、企画事業者が連携を図り一丸となって活性化の企画を実施してゆく試みです。西鉄天神バスターミナルから、博多駅、福岡空港を経由して太宰府・筑紫野二日市温泉に至る観光に特化したシャトルバスを運行し、二日市温泉においては各オプションツアーやイベントを企画し、つくしの交通の交通手段を組み入れた歴史史跡観光や産業観光を開催することにより、筑紫野・太宰府の広域の観光資源を活用した滞在型の観光拠点構築を実施する実証実験事業。

1) 連携事業者 西日本鉄道株式会社（交通事業者）



西日本鉄道バスとの連携による実証実験無料観光シャトルバスの運行を行ない、福岡の都心の天神バスターミナルから、現地筑紫野市二日市温泉までの直行バスと、太宰府から現地二日市温泉間を循環する周遊バスの、今後の定期便を視野に入れた事業を開催した。

2) 連携事業者 有限会社つくしの交通（交通事業者）



3) 連携事業者 株式会社大丸別荘（宿泊事業者）



事業報告書－ 6

2022年度

中小企業庁 共同・協業販路開拓支援補助事業

東京銀座に九州ヴォイス東京店の拠点を設立

期間：2022年9月23日（金）～現在に至る

東京都中央区銀座2丁目3-19



大阪・枚方 T-SITE 催事

期間：2022年12月10日（土）～2023年1月8日（日）

大阪府枚方市岡東町12-2



名古屋みなと蔦屋書店催事

期間：2023年1月11日（水）～2月12日（日）

名古屋市港区港明2丁目3-2



事業報告書－ 7

ふくおか会館「麹町なだ万福岡別邸」会場拠点設立

期間：2023年1月27日（金）～現在に至る

東京都千代田区麹町1丁目12



福岡県町村会（まち・むらマルシェ）催事

期間：2023年3月1日（水）～3月31日（金）



西鉄がやってきた催事

期間：2023年3月14日（火）～27日（月）



事業報告書－ 8

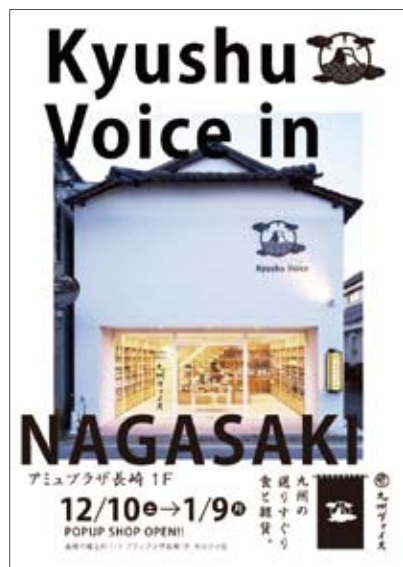
2022年度

中小企業庁 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業

アミュプラザ長崎催事

期間：2022年12月23日（金）～25日（日）

長崎市尾上町1-1 アミュプラザ長崎 1F



九州ヴォイス太宰府店

九州のお雑煮とお正月飾り催事

期間：2022年12月25日（日）～30日（土）



九州ヴォイスソラリア店

九州の美と健康催事

期間：2023年4月28日（金）～30日（日）



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体
団体名		一般社団法人福岡デザインアクション	
郵便番号		810-0073	
都道府県		福岡県	
市区町村		福岡市中央区	
番地等		舞鶴三丁目1番30号	
電話番号		092-711-1262	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://fuda-japan.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2011/10/17	
法人格取得年月日		2012/10/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カネコシンゾウ
	氏名	金子眞三
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	12
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	・二日市温泉誘客コンテンツの地域プロモーション事業 ・タクシーを活用した地域の域内交通整備事業 ・バスを活用した都市圏と観光地との新規アクセス整備事業 ・宿泊施設の高付加価値化改修事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	助成(定額100%補助事業)を活用し、九州の伝統工芸品生産者とともに大阪、京都、名古屋での催事、商談会を行い、九州の伝統工芸品の販路開拓支援を行った。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]